

第二十二回国会 衆議院

商工委員会議録 第四十五号

(七二五)

昭和三十年七月二十日(水曜日)  
午前十時五十二分開議

出席委員

田中 角榮君

新八君 理事長谷川四郎君

常雄君

を実行するため必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス事業者に対し、普及計画の実施に關し、報告をさせることがで  
きる。

附則

**第一条** この法律は、施行の日から施行し、附則第五条中電気ガス税に關する規定は、昭和三十年九月一日（特別徵収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において徴納すべき料金に係る分）から適用する。

**第二条** この法律は、施行の日から十年以内に廢止するものとする。

**第三条** 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一  
部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

第二十五条第一項の表中

第四条 租地特別指置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次の  
ように改正する。

ガス普及促進審議委員会	ガスの普及促進に関する重要な事項を調査審議すること。	ガス主任技術者試験委員会	ガス主任技術者国際試験に関する事務をつかさどること。	ガス主任技術者試験委員会	ガス主任技術者国際試験に関する事務をつかさどること。
-------------	----------------------------	--------------	----------------------------	--------------	----------------------------

十二第二項の下に「第七条の十三」を加える。  
十三第一項を加える。

第七条の十二の次に次の二条を加える。

第七条の十三 青色申告書を提出する法人でガス事業を営むものが、昭和三十年七月一日以後がス工作物を設置してこれを事業の用に供した場合においては、その事業の用に供された日以後三年内の日を含む各事業年度について、法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該ガス工作物の償却範囲額は、同日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該ガス工作物の償却範囲額（これの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

第五条の大第二項及び第三項の規定は、前項の場合についてこれ

(昭和二十九年法律第五十一号)  
の規定によるガス事業者がその事業の用に供するものに對して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該固定資産に対し新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

第四百九十条の次に次の二条を加える。

第四百九十条の二 次に掲げる期間においてガスに対して課する電気ガス税の税率は、前条の規定にかかわらず、政令で定める適用区分に従い、次の通りとする。

昭和三十年	百分の九
昭和三十一年	百分の八
昭和三十二年	百分の七
昭和三十三年	百分の六

事業も復興し、家庭燃料のガス化が促進されてきたことは当然というべきであります。ですが、今日なお都市におけるガスの需要は旺盛なものがあり、ガス事業者としてもこれが充足に努力しつつあります。ですが、十分の成果を得られない現状にあるのであります。これは既存のガス事業者の有する製造及び供給の設備能力がすでに過小となつたためであり、当面の急務として施設の大拡充を必要とするのであります。

また翻つてわが国の森林資源の現状を見ますると、長年にわたる過伐の結果、依然として瀕臨すべき事態にあり、森林資源の保全は治山治水上はもちらん、資源に乏しい我が国としては絶対的要請であります。しかるに家庭燃料の実態を見ると、薪炭等木質系燃料は、家庭燃料の約八割にも及んでいるので、特に都市における家庭燃料をガス化することは、森林資源の保全に寄与するところまさに大なるものがあるのです。

またガス事業は、石炭を有効適切に消費する産業であり、ガス製造の増加は、石炭の消費を増大せしめ、石炭鉱業の安定化に資することになるのであ

**第五条** 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十九条の三第二項を第三項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 新たに建設されたガス工作物の用に供する家屋（もっぱらガス工作物を収容するものに限る。）及び償却資産でガス事業法

昭和三十四年  
から昭和三十  
九年まで 百分の五  
〇多賀谷委員 ただいま議題になりま  
したガスの普及に関する臨時措置法案  
について御説明申し上げます。  
ガスは家庭燃料としてきわめて卓越  
しており、家庭におけるガス化は、生  
活上大なる便宜をもたらすものであり  
ます。従つて、戦後都市住宅の復興、  
生活水準の向上等に伴つて、逐次ガス

以上のような、家庭生活の合理化及び国民経済的見地から、既設事業者の施設を大拡充し、また積極的に無ガス都市にガス事業の開設を促進し、ガスの普及をはかることはきわめて有意義と存ずるのであります。幸い政府においてはガス事業拡充五カ年計画を策定し、これが実施に努められており、また木材資源利用合理化方策を閣議決定とし、同方策の一環として、都市のガス化を推進しているのであります。

て、業務または経理上の改善を勧告し得ることにいたしたのであります。以上は本文の概要であります。附則におきまして施設の拡充を促進しめるとともに、ガス消費者の負担を軽減せしめる目的のもとに、固定資産税の軽減、ガス工作物の償却範囲額の拡大、電気ガス税の軽減等をはかるにいたしたのであります。

- 1 -

この法律が最も適切なものと信じ、あって御審議を願うこととしたのであります。この意を了とせられ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切に希望してやまないのであります。

○田中委員長 本案に対する質疑は後日行うことといたします。

**○田中委員長** 次に石炭鉱業合理化臨時措置法案を議題となし、審議を進めます。

考入各位より御意見を伺うこといた  
します。

新君、東部石炭協会専務理事長岡孝  
徳吉君の参考の方々の氏名を申し  
上げます。常磐炭礦株式会社社長大越

君、常磐市長矢吹莊司君、全國石炭鉱業勞動組合常磐地方本部執行委員長齋

本部執行委員會臺灣大會、日本炭鉱労働組合常磐地方  
藤茂雄君、日本炭鉱労働組合常磐地方

才薄軽行委貞源邊家次君 以上であります。ただいま申し上げた諸君はいづ

れも常磐炭鉱地帯の方々ばかりであります、本委員会はさきに九州、北海

道に現地調査を行い、北海道、北九州、宇部、各炭鉱地帯における各界の

代表者からつびさにその意見を聴取いたしましたので、かよう取り計らつ

参考人の諸君におかれましては、御  
た次第であります。

多用中のところ、遠路もいとわす本委員会に御出席下さいましたことを感謝

本法律案の内容につきは、さ  
いたします。

では十分御承知のことと存しますが、種々論議のある法律案であり、本委員会といたしましても、十分質疑を行ない、慎重に審議をいたしております次第で

ありますので、簡単でけつこうでありますから、忌憚のない御意見を御発表願いたいと存じます。

御意見御発表の時間はお一人十分程度とし、その順序は委員長におまかせ願いたいと存じます。御意見の御開陳が終りましたならば、委員から質疑もあるかと存じますので、あらかじめお含みおきの上お願いいいたします。

それでは大越参考人よりお願いたいいたします。

○大越参考人 常磐炭鉱の大越でござります。

私は本法律案に、ただいまから申し述べさせていただく五つの要望を申し上げまして賛成するものでござります。

その要望の第一点は、重油消費抑制に関する二つの法律案をぜひ御採択を願いたいということが第一点でござります。次に第二点は、石炭の消費の拡大をはかつていただきたい。なかんずく御案内のように、常磐地区は宇都地区と同様に、比較的低品位の石炭が多いのであります。そうした低品位の石炭を大いに活用する施策を、合理化の一端として強力にお取り上げ願いたいということをございます。次に第三点は、失業対策の充実、これを完全に取り上げて施策をしていただきたい。

次に第四点は、合理化資金の確保でございます。それから第五点は、御案内の標準炭価の制定に当りましては、ことにわれわれ常磐地区は御案内のように非常に坑内の湧水が多い。まただだいま申し上げましたように、比較的低カロリーの石炭が多いのであります。そういう事情を特に御勘案願いまして、そして合理化の進む実情を勘案

して標準炭価の御配慮をいただきました。以上申し上げました五点でござります。

これらの各事項につきましてこまかにことについての御説明は、皆様もうすでにわかりのことと思しますのでやめますが、総じて常磐炭田地区には、御案内のように、これぞという関連事業もまだできておりませんし、ことに常磐地区の総合的開発といったような面につきましては、宇部、あるいは西九州、北九州という方面に比べますと、まさに幼稚であります。従いまして今日まで石炭事業がどうやらいときには、山形、岩手、福島、あるいは茨城の山間部の貧農村の次男、三男といいますか、そういう方がいわゆる出稼せぎに来ておられたわけであります。従来はそういう面でそういう方々の労務を充足し得る職場ではあつたわけでありますけれども、もう今日の段階におきましては、炭鉱数が約半分にも減るという実情で、とういそれも満たし得ないどころでなしに、現在あの地区においてます石炭從業者それ自体の子弟の就職にも、まことに困つておるという現状であります。皆様新聞でも御案内の通り、福島県のあの勿来関でお有名な、今度市になりましたが、勿来地区、それから平近辺の内部市地区、あの辺一帯は炭鉱事業がおもなんで、それがこういう状態になりますと非常に困つておる。ただいま新聞にも出ますように、あの地区かな炭鉱從業者の子女あるいは人妻、そういうた方々が京浜その他に人身売買をされてくるというのが、非常に数多く報道されておるわけであります。そういう事情で、あそこで失職しますとどこに

法案にございます合理化計画についての三十四年度の全国の石炭の生産の目標は、四千九百万吨と資料で挙げられております。私どもの考えでは、この内地炭の生産を確保いたしましての方法は、ただいまのままで、まただいまの法案では、困難なようになります。すなわち第一には、言い古したことではございますが、二十六年以来重油に奪取せられましたその市場の回復を、手近な方法ではありますか、原重油の実質的な輸入の制限に待つより仕方がないと確信いたしております。

第二には、先ほど常磐炭鉱社長も言われましたような、多少長期にわたる需要の開拓をいたすために、たとえば平一東京間に、これは距離が二百キロにすぎませんので、ガスを強圧で送りまするパイプ・ラインを作るような長い、低い利子の資金を、国で心配をせられて、将来の全体の需要の拡大を期する点が、絶対に必要だと思っておるのでござります。同じく政府から提出しておられまする長期生産計画を拝見いたしますと、三十四年までにおよそ五万七千に上る人員の減員を予定といいますか、見通しておられるのであります。これまた全体といたしまして、なかなか自然減耗のみに期待することはできまいと思いますので、これらのことを行いまする場合に、障害になりまする点を排除いたしまする手だてが必要だらうと思います。私どもの見通しでは、かような大勢の人間の減員ということを期待するのはなかなか困難であろうという点から、再び前の重油の輸入制限に戻って参る必要があることを痛感いたしております。

なお次に資料で出ておりまする長期資金計画を拝見いたしますと、五年間に千五百八十億円という起業費と返済が必要なのでありまするが、これを調達いたしまするのものこの法律案だけでは具体的にむずかしいよう気がいたします。すなわち、旧債の返還に關する特別の処置とか税制に関する改正による自己資金の調達とかだけでもいけないので、新たな金融制度が金融機関を期待しなければいけないの要するに、資料を拝見いたしまする点では、四千九百万トン、五万七千人の減員、千五百八十億円の調達、またそれらにさらに現在の賃金ベースをそのまま延ばしたと仮定をいたしまして、ようやく一八%内外の生産原価の低下を見込んでおられますることは、なかなかこれだけの法律ではむずかしいと思ひます。根本的にいろいろ施策を新規に、これから法案の通過後私ども力を皆様におかりしなければならぬか、かように考えております。整備事業団に対する私どもの考えは、一つは財源の点でございます。これも先ほど申しました資料によりますと、最近の情勢では大体金利の変更による財源三十六億ほど、その他四十五、六億を残存業者の負担ということに相なつておるのでありまするが、金利の改訂は、見方によりますと今まで支払つておりまする生産業者の支払うべきものを、本法案の整備事業団の仕事のために振りかえるものとも見えるのでありますので、残り四十五億ほどのものにつきましては残る業者、これらもなかなか困難な状態にありまするし、整備せられまする出資力も、今までの実績から申

しますると数百万トンに上つたものでありますても、今後の生産力においては必ずしもそれだけのものを予定できを調達いたしまするのものこの法律案だけでは具体的にむずかしいよう気がいたします。すなわち、旧債の返還に關する特別の処置とか税制に関する改正による自己資金の調達とかだけでもいけないので、新たな金融制度が金融機関を期待しなければいけないの要するに、資料を拝見いたしまする点では、四千九百万トン、五万七千人の減員、千五百八十億円の調達、またそれらにさらに現在の賃金ベースをそのまま延ばしたと仮定をいたしまして、ようやく一八%内外の生産原価の低下を見込んでおられますことは、なかなかこれだけの法律ではむずかしいと思ひます。根本的にいろいろ施策を新規に、これから法案の通過後私ども力を皆様におかりしなければならぬか、かのように考えております。整備事業団に対する私どもの考えは、一つは財源の点でございます。これも先ほど申しました資料によりますと、最近の情勢では大体金利の変更による財源三十六億ほど、その他四十五、六億を残存業者の負担ということに相なつておるのでありまするが、金利の改訂は、見方によりますと今まで支払つておりまする生産業者の支払うべきものを、本法案の整備事業団の仕事のために振りかえるものとも見えるのでありますので、残り四十五億ほどのものにつきましては残る業者、これらもなかなか困難な状態にありまするし、整備せられまする出資力も、今までの実績から申

しますると数百万トンに上つたものでありますても、今後の生産力においては必ずしもそれだけのものを予定できを調達いたしまするのものこの法律案だけでは具体的にむずかしいよう気がいたします。すなわち、旧債の返還に關する特別の処置とか税制に関する改正による自己資金の調達とかだけでもいけないので、新たな金融制度が金融機関を期待しなければいけないの要するに、資料を拝見いたしまする点では、四千九百万トン、五万七千人の減員、千五百八十億円の調達、またそれらにさらに現在の賃金ベースをそのまま延ばしたと仮定をいたしまして、ようやく一八%内外の生産原価の低下を見込んでおられますことは、なかなかこれだけの法律ではむずかしいと思ひます。根本的にいろいろ施策を新規に、これから法案の通過後私ども力を皆様におかりしなければならぬか、かのように考えております。整備事業団に対する私どもの考えは、一つは財源の点でございます。これも先ほど申しました資料によりますと、最近の情勢では大体金利の変更による財源三十六億ほど、その他四十五、六億を残存業者の負担ということに相なつておるのでありまするが、金利の改訂は、見方によりますと今まで支払つておりまする生産業者の支払うべきものを、本法案の整備事業団の仕事のために振りかえるものとも見えるのでありますので、残り四十五億ほどのものにつきましては残る業者、これらもなかなか困難な状態にありまするし、整備せられまする出資力も、今までの実績から申

しますると数百万トンに上つたものでありますても、今後の生産力においては必ずしもそれだけのものを予定できを調達いたしまするのものこの法律案だけでは具体的にむずかしいよう気がいたします。すなわち、旧債の返還に關する特別の処置とか税制に関する改正による自己資金の調達とかだけでもいけないので、新たな金融制度が金融機関を期待しなければいけないの要するに、資料を拝見いたしまする点では、四千九百万トン、五万七千人の減員、千五百八十億円の調達、またそれらにさらに現在の賃金ベースをそのまま延ばしたと仮定をいたしまして、ようやく一八%内外の生産原価の低下を見込んでおられますことは、なかなかこれだけの法律ではむずかしいと思ひます。根本的にいろいろ施策を新規に、これから法案の通過後私ども力を皆様におかりしなければならぬか、かのように考えております。整備事業団に対する私どもの考えは、一つは財源の点でございます。これも先ほど申しました資料によりますと、最近の情勢では大体金利の変更による財源三十六億ほど、その他四十五、六億を残存業者の負担ということに相なつておるのでありまするが、金利の改訂は、見方によりますと今まで支払つておりまする生産業者の支払うべきものを、本法案の整備事業団の仕事のために振りかえるものとも見えるのでありますので、残り四十五億ほどのものにつきましては残る業者、これらもなかなか困難な状態にありまするし、整備せられまする出資力も、今までの実績から申

しますると数百万トンに上つたものでありますても、今後の生産力においては必ずしもそれだけのものを予定できを調達いたしまするのものこの法律案だけでは具体的にむずかしいよう気がいたします。すなわち、旧債の返還に關する特別の処置とか税制に関する改正による自己資金の調達とかだけでもいけないので、新たな金融制度が金融機関を期待しなければいけないの要するに、資料を拝見いたしまする点では、四千九百万トン、五万七千人の減員、千五百八十億円の調達、またそれらにさらに現在の賃金ベースをそのまま延ばしたと仮定をいたしまして、ようやく一八%内外の生産原価の低下を見込んでおられますことは、なかなかこれだけの法律ではむずかしいと思ひます。根本的にいろいろ施策を新規に、これから法案の通過後私ども力を皆様におかりしなければならぬか、かのように考えております。整備事業団に対する私どもの考えは、一つは財源の点でございます。これも先ほど申しました資料によりますと、最近の情勢では大体金利の変更による財源三十六億ほど、その他四十五、六億を残存業者の負担ということに相なつておるのでありまするが、金利の改訂は、見方によりますと今まで支払つておりまする生産業者の支払うべきものを、本法案の整備事業団の仕事のために振りかえるものとも見えるのでありますので、残り四十五億ほどのものにつきましては残る業者、これらもなかなか困難な状態にありまするし、整備せられまする出資力も、今までの実績から申

鉱業になさしめてもらいたいということがお願いいたしまして、私の意見といたしたいと存じます。

○田中委員長 ありがとうございました。

次に齊藤茂雄君にお願いいたしました。

○齊藤参考人 私は全炭鉱常磐地方本部執行委員長の齊藤であります。今回政府は炭鉱の合理化法案を提案いたしておりますが、本法案は現在の炭鉱の空白な状態の中での今まで放置するならばゆるい問題であるといふことで、石炭対策としてこの法案は出されたというふうに私は考へるわけであります。従つてそういう炭鉱の実情に即した法案であるという考え方については私も賛成をしたいと思うのであります。ただ問題は、具体的に、しかばこの法案の中でどういう点が現在の炭鉱の置かれておる実態と相応しないかという問題について、私は意見と批判をだいまから申し上げたいと思うのであります。

まず炭鉱の近代化の問題でございますが、政府の法案を見ますと、この中では主として縦坑を中心とした政策が考えられておりますけれども、これは政府の考へております点は、單に縦坑の開さくによつていろいろの問題が出て参りますけれども、これによつて炭鉱の合理化が完全であるといふ方は、私はどうしても考へられないであります。従つてこの縦坑の開さくという問題は、きわめて中小炭鉱には縁の遠い問題にならうかと考へております。縦坑の開さくと同時に、中小炭鉱に対しましても同等の措置をこの中で講じなければ、今日の中小炭鉱の

合理化という問題は、何一つ取り上げられて参るものであります。この面だけから考へますと、大手炭鉱に対する全面的な救済であるというように判断をされるわけであります。さらに政府は昭和三十四年度の計画におきましては四千九百万トンの出炭計画をもくろんでおりますけれども、この問題は需要と出炭とのバランスを完全にとつて、かなければ、過去の日本の炭鉱に対しまる統制時代の問題におきましても、出炭計画と需要計画がアンバランスを生じて、必ずしも出炭に応じてバランスを生じたままの状態がなかつたのであります。従つて炭鉱自身が坑口あるいは港湾の貯炭といふことがしらべて参るのであります。こういう面につきましては、やはり需要と生産が満たされる必要があるのではないかというふうに私は考へておるのであります。この中で生産に対する問題で、中小炭鉱に対しまする政府の買ひ上げの問題もござりますけれども、单に中小炭鉱の買ひ上げで、しかば生産と需要がマッチできるかどうかという問題にとつて考へるなら、どうかという問題もござりますけれども、これによつて自分の炭鉱を買ひ上げでもらいたいという炭鉱を例にとつて考へるならば、そういう炭鉱がほんとうにノーマルな出炭が維持できるならば、買ひ上げという考へ方は出てこないと思うのです。従つてこの縦坑の開さくと同時に、中小炭鉱に対する問題は、きわめて中小炭鉱にいたしまして、私の意見といたしたいと存じます。

○齊藤参考人 私は全炭鉱常磐地方本部執行委員長の齊藤であります。今回政府は炭鉱の合理化法案を提案いたしておりますが、本法案は現在の炭鉱の空白な状態の中での今まで放置するならばゆるい問題であるといふことで、石炭対策としてこの法案は出されたというふうに私は考へるわけであります。従つてそういう炭鉱の実情に即した法案であるという考え方については私も賛成をしたいと思うのであります。ただ問題は、具体的に、しかばこの法案の中でどういう点が現在の炭鉱の置かれておる実態と相応しないかという問題について、私は意見と批判をだいまから申し上げたいと思うのであります。

まず炭鉱の近代化の問題でございますが、政府の法案を見ますと、この中では主として縦坑を中心とした政策が考えられておりますけれども、これは政府の考へております点は、單に縦坑の開さくによつていろいろの問題が出て参りますけれども、これによつて炭鉱の合理化が完全であるといふ方は、私はどうしても考へられないであります。従つてこの縦坑の開さくと同時に、中小炭鉱に対しましても同等の措置をこの中で講じなければ、今日の中小炭鉱の

合理化という問題は、何一つ取り上げられて参るものであります。この面だけから考へますと、大手炭鉱に対する全面的な救済であるというように判断をされるわけであります。さらに政府は昭和三十四年度の計画におきましては四千九百万トンの出炭計画をもくろんでおりますけれども、この問題は需要と出炭とのバランスを完全にとつて、かなければ、過去の日本の炭鉱に対しまる統制時代の問題におきましても、出炭計画と需要計画がアンバランスを生じて、必ずしも出炭に応じてバランスを生じたままの状態がなかつたのであります。従つて炭鉱自身が坑口あるいは港湾の貯炭といふことがしらべて参るのであります。こういう面につきましては、やはり需要と生産が満たされる必要があるのではないかというふうに私は考へておるのであります。この中で生産に対する問題で、中小炭鉱に対しまする政府の買ひ上げの問題もござりますけれども、单に中小炭鉱の買ひ上げで、しかば生産と需要がマッチできるかどうかという問題にとつて考へるなら、どうかという問題もござりますけれども、これによつて自分の炭鉱を買ひ上げでもらいたいという炭鉱を例にとつて考へるならば、そういう炭鉱がほんとうにノーマルな出炭が維持できるならば、買ひ上げという考へ方は出てこないと思うのです。従つてこの縦坑の開さくと同時に、中小炭鉱に対する問題は、きわめて中小炭鉱にいたしまして、私の意見といたしたいと存じます。

○齊藤参考人 私は全炭鉱常磐地方本部執行委員長の齊藤であります。今回政府は炭鉱の合理化法案を提案いたしておりますが、本法案は現在の炭鉱の空白な状態の中での今まで放置するならばゆるい問題であるといふことで、石炭対策としてこの法案は出されたというふうに私は考へるわけであります。ただ問題は、具体的に、しかばこの法案の中でどういう点が現在の炭鉱の置かれておる実態と相応しないかという問題について、私は意見と批判をだいまから申し上げたいと思うのであります。

まず炭鉱の近代化の問題でございますが、政府の法案を見ますと、この中では主として縦坑を中心とした政策が考えられておりますけれども、これは政府の考へております点は、單に縦坑の開さくによつていろいろの問題が出て参りますけれども、これによつて炭鉱の合理化が完全であるといふ方は、私はどうしても考へられないであります。従つてこの縦坑の開さくと同時に、中小炭鉱に対しましても同等の措置をこの中で講じなければ、今日の中小炭鉱の

合理化という問題は、何一つ取り上げられて参るものであります。この面だけから考へますと、大手炭鉱に対する全面的な救済であるというように判断をされるわけであります。さらに政府は昭和三十四年度の計画におきましては四千九百万トンの出炭計画をもくろんでおりますけれども、この問題は需要と出炭とのバランスを完全にとつて、かなければ、過去の日本の炭鉱に対しまる統制時代の問題におきましても、出炭計画と需要計画がアンバランスを生じて、必ずしも出炭に応じてバランスを生じたままの状態がなかつたのであります。従つて炭鉱自身が坑口あるいは港湾の貯炭といふことがしらべて参るのであります。こういう面につきましては、やはり需要と生産が満たされる必要があるのではないかというふうに私は考へておるのであります。この中で生産に対する問題で、中小炭鉱に対しまする政府の買ひ上げの問題もござりますけれども、单に中小炭鉱の買ひ上げで、しかば生産と需要がマッチできるかどうかという問題にとつて考へるなら、どうかという問題もござりますけれども、これによつて自分の炭鉱を買ひ上げでもらいたいという炭鉱を例にとつて考へるならば、そういう炭鉱がほんとうにノーマルな出炭が維持できるならば、買ひ上げという考へ方は出てこないと思うのです。従つてこの縦坑の開さくと同時に、中小炭鉱に対する問題は、きわめて中小炭鉱にいたしまして、私の意見といたしたいと存じます。

○齊藤参考人 私は全炭鉱常磐地方本部執行委員長の齊藤であります。今回政府は炭鉱の合理化法案を提案いたしておりますが、本法案は現在の炭鉱の空白な状態の中での今まで放置するならばゆるい問題であるといふことで、石炭対策としてこの法案は出されたというふうに私は考へるわけであります。ただ問題は、具体的に、しかばこの法案の中でどういう点が現在の炭鉱の置かれておる実態と相応しないかという問題について、私は意見と批判をだいまから申し上げたいと思うのであります。

まず炭鉱の近代化の問題でございますが、政府の法案を見ますと、この中では主として縦坑を中心とした政策が考えられておりますけれども、これは政府の考へております点は、單に縦坑の開さくによつていろいろの問題が出て参りますけれども、これによつて炭鉱の合理化が完全であるといふ方は、私はどうしても考へられないであります。従つてこの縦坑の開さくと同時に、中小炭鉱に対しましても同等の措置をこの中で講じなければ、今日の中小炭鉱の

合理化という問題は、何一つ取り上げられて参るものであります。この面だけから考へますと、大手炭鉱に対する全面的な救済であるというように判断をされるわけであります。さらに政府は昭和三十四年度の計画におきましては四千九百万トンの出炭計画をもくろんでおりますけれども、この問題は需要と出炭とのバランスを完全にとつて、かなければ、過去の日本の炭鉱に対しまる統制時代の問題におきましても、出炭計画と需要計画がアンバランスを生じて、必ずしも出炭に応じてバランスを生じたままの状態がなかつたのであります。従つて炭鉱自身が坑口あるいは港湾の貯炭といふことがしらべて参るのであります。こういう面につきましては、やはり需要と生産が満たされる必要があるのではないかというふうに私は考へておるのであります。この中で生産に対する問題で、中小炭鉱に対しまする政府の買ひ上げの問題もござりますけれども、单に中小炭鉱の買ひ上げで、しかば生産と需要がマッチできるかどうかという問題にとつて考へるなら、どうかという問題もござりますけれども、これによつて自分の炭鉱を買ひ上げでもらいたいという炭鉱を例にとつて考へるならば、そういう炭鉱がほんとうにノーマルな出炭が維持できるならば、買ひ上げという考へ方は出てこないと思うのです。従つてこの縦坑の開さくと同時に、中小炭鉱に対する問題は、きわめて中小炭鉱にいたしまして、私の意見といたしたいと存じます。

○齊藤参考人 私は全炭鉱常磐地方本部執行委員長の齊藤であります。今回政府は炭鉱の合理化法案を提案いたしておりますが、本法案は現在の炭鉱の空白な状態の中での今まで放置するならばゆるい問題であるといふことで、石炭対策としてこの法案は出されたというふうに私は考へるわけであります。ただ問題は、具体的に、しかばこの法案の中でどういう点が現在の炭鉱の置かれておる実態と相応しないかという問題について、私は意見と批判をだいまから申し上げたいと思うのであります。

まず炭鉱の近代化の問題でございますが、政府の法案を見ますと、この中では主として縦坑を中心とした政策が考えられておりますけれども、これは政府の考へております点は、單に縦坑の開さくによつていろいろの問題が出て参りますけれども、これによつて炭鉱の合理化が完全であるといふ方は、私はどうしても考へられないであります。従つてこの縦坑の開さくと同時に、中小炭鉱に対しましても同等の措置をこの中で講じなければ、今日の中小炭鉱の

時間の関係上非常に詰めましたけれども、問題は生産と需要の関係と、それから中小炭鉱の買い上げの問題につきましては、全部がそういうことでなくて、やはり事業の継続できる炭鉱については完全に政府が資金の投資あるいはその他の合理化施策によって、そういう炭鉱の助成、育成をはかるといふことを具体化してもらおう。さらにもう一つ不満にしてそういう炭鉱が買い上げられた場合には、労働者に対する費用の点につきましては優先的に政府の法律の中で、先ほど申し上げましたようないいは、どういう名称でもけつこうであるけれどもそういう中でもっと具体的に保障していくべきだ。さらに労働者の職業の問題につきましては、これを失業対策事業として考えるのではなくて、単に机上のプランとして考えるのではなくて、恒久的な一つの宗職として職業をあつせんをするという考え方を十二分に持つていただきたい、かように考えておるわけであります。

従いまして結論を申し上げますならば、この政府案の中では非常に肝心な点が具備されていない。従つて現在政府がお出しております法案につきましては私は反対の意思表示をいたします。今政府案に対しまして率直な批判と私の意見を申し上げたわけでありますが、常盤地区自体の実情を十分勘案されまして、中小の群集している地区的率直な意見として十二分に委員会の中で取

○渡邊参考人 日本鉱業労働組合常磐地方本部の渡邊であります。ただいま議題になつております右炭鉱業合理化法案につきまして結論を申し上げますと、前者の方も言われましたように、私はわれわれが考へてゐるような内容と方法を持つてないという判断に基きまして、この合理化法案につきましては反対の意思表示をするものであります。

現在石炭の状態を若干申し上げますならば、今までの日本の石炭界といふものは少くとも莫大な国家資金によつて擁護されて今日に至つてゐるわけであります。それ以来の借財金というものは大体三百五十二億円、こういうふうにいわれておりますが、しかしながら石炭の経営者自身は莫大な資金を投入された中で炭鉱の合理化をやつておられるにもかかわらず、現在のようであらゆる産業に比べて多くの失業者を生むことは、労働を強化し、その中から失業者を生む、こうしたことによつて合理化をする、こういうふうにまず考えられるわけであります。従つて、われわれが擁護するいわゆる合理化法案というものが、現在の石炭界の情勢の中では最も必要とする、こうしたことにはつきりしていただきたいということをお最後に申し上げまして、私の意見にかかる次第でござります。

○田中委員長 ありがとうございます。たゞ、次に渡邊次さんにお願いいたします。

に専しましては私どもも全く同感であります。しかしながらこの中においては、昭和三十年度においては四千三百万トンの石炭を出す、あるいは三千四百万吨の石炭を出す、あるいは三千三百七千名の余剰人員を出すなど五年間において中小炭鉱から二万七千名の石炭の合理化を行ふ。こういうことではありますけれども、それならばなぜ五年間において中小炭鉱から二万七千名の余剰人員を出すのか。少くとも中小炭鉱から二万七千名の余剰人員を出すならば、わずか三百万トンの石炭を消費すれば失業者が出ない。こういうことになるならば、どうして三百万トンの石炭をはがに使う政策を考えないのか、こういうふうに私どもは考えるのです。そうすれば二万七千名の余剰人員は出ないのではないか。さからに私どもこの余剰人員が出ることに対して反対する理由いたしましては、現在の失業者の状態を見ますると、非常に悲惨な状態にあるわけであります。加えて二万七千名、あるいは縦坑の開きによって三万三千名、合計六万名の失業者が出ると、いうことになれば、一体炭鉱の町といふものはどういう状態になつていくか、こういうことを私ども考えるわけであります。現在の状態におきましても炭鉱の町といふものはほかの町と非常に変つたケースがあるわけであります。炭鉱の周辺の商店あるいは理髪屋さんによって生活をしておる。こういう町がたくさんあるわけであります。これが炭鉱の閉山ということによつて炭鉱労働者だけでなくして、ほかの方々も全部失業者になつていい、こういう特殊なケースがあるわけであります。従つて私どもは多くのこのようない国民

一般的の方々の生活を軽減するためには、山という法案は出してもらいたくない、こういうふうに私どもはお願いする次第であります。

次にこの法案の内容に盛られておりますところの標準炭価ということです。そのためには標準炭価を作る。こういう考え方に基いて標準炭価を作ると、いうことであれば私どももけっこうでありますけれども、これは必ずしもそうではない。いわゆる合理化を行なつて、中小炭鉱を買い上げて、その中で大手が合理化を行う。その中で標準炭価を設ける。標準炭価を設けるということになれば必然的に生産原価ということを考えない標準炭価というものはあります。こういう点については全く考えられていないのではないか、こういうふうに考へるのであります。

次に事業団が行うところの賃金の支払いがありますけれども、この法案の中にはこの事業団が支払いの代位弁済をすることができる、こういう法案になつておるわけであります。この代位弁済ができるという法案は、しなければならないという法案とは全く根柢から違うわけであります。従つて私どもはこういう幾多の欠陥を持つておる法案については反対せざるを得ないわけであります。いろいろそのほかにも申しあげたい点が多くあるわけでありますけれども、要するに私ども當響埠場における中小炭鉱に働く労働者の意欲申しますが、一昨々年以來一日五十分あるいは一日百円、そのほかに主食、こういう中で炭鉱労働者は自分の企業

るん子供にやる小づかい等はないわけではありません。そういう中でとにもかくない、こういう意欲の中から今日まで一日五十円ないし七十円のわずかな金で生きておるわけであります。もちろん企業を維持するという考え方から、今まで一年半あるいは二年間にわたつて労働者が耐えておるわけあります。こういう中で炭鉱が買い上げられるということがになれば、このように産業を発展させようという労働者の意欲は全く根底から踏みにじられる、こういうことにもなつて参るのではないか、このように私ども考へるわけであります。従つて少くとも石灰を確保して国民に利益を与える、こういう考え方について私は私ども全く賛成するわけでありますけれどもそのことによつて一部の方々が人身売買とかあるいはまた子供に学校へ弁当を持たしてやることができない。こういう不幸のどん底に再びより多くの人間が入つっていくと、いう内容を持つ法案に対しても、結論的に申し上げまして絶対反対を申し上げると同時に、われわれもう少しよりよき法案を提出して下さるようお願い申し上げまして、簡単ではありますけれども意見にかかる次第であります。

尋ねをいたしたいと思います。先ほど  
租鉱権の補償の問題についてお話をあ  
りました。申すまでもなく租鉱料は千  
差万別いろいろありますが、この租鉱  
権の補償をしたらどうかということで  
あります。が、まことに私どもいい考え方  
だと考えております。その租鉱区に鉱  
業権者がさらに第二の租鉱契約を設定  
することもあるまいが、整理される租  
鉱権の補償方法としてどういうふうに  
したらよいかという点につきまして御  
意見をお聞かせ願いたい。鉱業権者と  
の関連もありましようし、探査権者と  
の関連もありましようけれども、その  
補償をどういうふうにしたらよろしい  
かという点につきまして御意見を伺つ  
ておきたいと思います。これが第一  
点。

Digitized by srujanika@gmail.com

たしましたした考え方で言つております。それから標準炭価の点が不明瞭という御指摘がございました。標準炭価がどういう形で表示せられるかは、何もありません。どもは具体的には聞いておりません。生産費を基準にしてその他国際価格によるいは他の燃料などを考えて、どうに法には書いてあるように拝聴いたしました。あるいは他の燃費などを考えて、どうに法には書いてあるように拝聴いたしましたので、逆に一番中心になります。そうに思われるのが、全国炭価水準の点が多いであろうと思われましたので、その全国炭価水準と、九州、北海道、常磐、山口等で売買せられる値段段——かりに売買せられる基準の値段ができます。全国平均が五千円で、それが何百カロリーである、それに対して山口の石炭あるいは常磐の石炭が何百カロリーであるから、その比率で、下の方で売買してもいいのではなかろうか、というふうな単純な進み方をせられることは間違いであろう、こういう意見を申し述べた次第でございます。

と変ったわけではありませんが、たゞ問題は、一つにはこうした合理化法、いう、われわれの立場からいえば、ある意味においては、炭鉱大手筋を擁するの余りに、中小炭鉱にはいかに冷酷な仕打ちである、首切りをし会員をつぶすような考え方の法案である。いう考え方を持つておるのであります。そこで現在のままにこれを進めいくとすれば、言えかえれば、こうしたラジカルな、急進的な法律によらないで、政府はほんとうに腹を据えて、そうして中小炭鉱についてもう一步踏み込んだ、指導的助長的な立場に立つて、この適当な策を施すとすれば生きる道があるのだというふうな方法があるのかどうか。これは今重油の規制といいますか、これについての意見もありました、これがについては大勢的にいって、重油を半分に押さえつけるとか、あるいは重油の使用を極度に規制するとかいうことはなかなかできないといふのが、経済機構の現在の状態ではないかと思うのであります。が、これにある程度の規制を加えるとしても、これ非常に大きな期待を持たないで、そして他の金融的措置あるいは税法上の措置等に対する相当画期的な、業者の自主的な考え方の上に立つて、販売機構等に対するあくまでも石炭の安定供給ができるかというふうなことができるのだという考え方があれば、お聞ききておきたいのです。これについては長岡さんに一つ聞きたい。

した。私どもは、中小炭鉱の經營の困難な問題を、何とかしておきたい。  
番の困難は金融にあると思うでございます。やはり構想といたしましては、特殊の、石炭金庫のような制度がほしいと思つております。一般の事業運営につきましては、現在やつております方法を踏襲いたしまして、開発資金これから開発の方法等につきましては、みずからそれぞれの責任で計画、執できると思つております。

○中崎委員 まず金融が一番大きな問題であつて、たとえば大企業に対する割合において、中小企業が政策機関の金融並びに一般市中銀行から金融をかち得るならば、これはある程度の危機は切り抜けられると思うのあります。しかし現在のようないわゆる乱売といいますか、お互ひが競つて金を借りてきて、結果においては行き詰まりが来るのではないかとうふうな気もするのであります。『ともに』といつても一番大きな問題は相互には力し合つて、そうして自主的に販売構というようなものも確立して、そぞろに立つて、出炭の側についてもより供給の側の面の整備が十分に整つたら、その危機が救い得るのではないかというふうにも私は考えるのですが、むしろ炭鉱の制限をやるというような、出炭の制限をやるというふうにも私は考えるのです。その点について、そういう態勢ができるのかできぬのか、そこらの占連合会を持つて連絡をいたしまして、

し上げたので、炭鉱が不振であれば町村が従つて振わない。内容においても困る。失業者についても流れてくるものは主として炭鉱方面の人が多いのですから、その意味において何とかその会社を支えるだけの程度の御支援をしての意見は持つておりません。

○永井委員 そうしますと、市長さんは所在の炭鉱の安定をはかる。甲なら甲、乙なら乙、こういう炭鉱の二、三の安定は考えているが、そこから出る何万人という失業者なんかの生活上の問題、こういうことは考えていない。それから市の収入が非常に減収になつて自治体の運営に非常な支障を来たす、こういう関係もあまり考えていない、こういう御趣旨なのです。

○矢吹参考人 そういう趣旨ではありません。それは違います。とにかく炭鉱の一つの事業をする以上には何千人かの人間を使って生活し得られるだけの事業をしなければならぬ。その事業が不振を来たすとその影響が町村にくるから、どうかその炭鉱が支えられるるから、どうかその炭鉱が支えられるる程度までの御援助をいただきたいという趣旨です。

○永井委員 それではこの法案に御賛成なのは、つぶさないで支えていくようにしてほしい、こういう前提に立つてこの法案に賛成だという御趣旨なのです。それならこれは三百三十万トントン買い上げて買いつぶすという案なのですから、市長さんの案とは大分違の町村としてはもう少しこの法案についてお考えを願いたいと存じます。

その後に長岡さんにお尋ねしたいと  
思います。中小炭鉱は、今日のような  
苦境に至るまでには長い間非常な苦闘  
が続けられてきたと思うのであります  
。借金なんかも相當たくさんきて  
おる。それで八十億前後の資金で買い  
上げられるといったします場合、買い上  
げを希望する山、それから買い上げ対  
象になる効率の悪い山、常磐地帯にお  
けるこういうようなところの炭鉱の借  
金といふものは、詳しくはおわかりで  
ないでしようが、大体大よその見当は  
ついておると思ひますので、そういうう  
きの関係の借金はどのくらいあるか。借金  
の性質はどういうふうになつてている  
か。たとえば労務賃金の不払い、税金  
公課の不払いというようなものもあり  
ましようが、最も大きなのは銀行の借  
金ではないかと想像されるのであります  
。そこで中小炭鉱の今度の買い上げ  
によって、労務賃金は特別措置によっ  
て支払われる。税金公課といふものも  
取られない。そうしますと、これを買  
い上げてもらつて何とか淡い期待を  
持つっていても、銀行がまず優先的にこ  
れを回収する。そうするとこの法案は  
結果的には中小炭鉱の救済にはならない  
で、中小炭鉱を通して銀行の救済と  
いう間接救済の形ではつきりと出てく  
るのではないか、こういうふうに思わ  
れるのであります。これは決して買い  
つぶされる中小炭鉱の若干の潤いにな  
らないで、税金を払つたり、銀行への借  
金払いであつたり、一つは買いつぶす  
ことによつて大手炭鉱への集約になつ  
て、大手の救済になり、今後の経営を  
樂にする。こういう条件を確立するた  
めの地ならしとしてつぶされるのであ  
る。こういうふうにお考えにならない

○長岡参考人 御質問の常磐地方の中  
小炭鉱の借金の額でありますと、金融  
機関を別にいたしまして公租公課、税  
金、電気料、労働賃金の未払い、資材  
代の未払い、さよなら未払いを合計い  
ましたものを最近に総計いたしま  
す。比較的九州、北海道に比べまし  
たものは約三億円ありました。その  
他に金融機関の借財があるわけであり  
ます。何と申しますか、自分の金でやれ  
る限度の事業をやるという傾向がござ  
いますので、おそらく割合に少いなど  
いう感じをお持ちではないかと思つて  
おります。

○永井委員 金融機関の銀行関係は、  
大よその見当でよろしいからどのくら  
いあるか。

○長岡参考人 ちょっと申し上げる材  
料がありません。

○永井委員 大越さんと組合代表のお  
二方にお尋ねいたしましたが、この合理化  
法案を通過させることによって一割の  
石炭価格を引き下げるのだ、こういう  
ことを約束しておるわけです。現在は  
赤字で売つておる。その赤字で売つて  
おる価格からさらに二割を引き下げる  
というのでありますから、これは大へ  
んな引き下げになるわけであります。  
こういうことはわれわれ尋常な常識で  
は考えられないことなのであります。  
そこで将来この法案の実行に伴つて、石  
炭の価格が政府から示されるというよ  
うな行政措置を通して、相当これ  
は炭鉱業界に影響を与える結果になる  
のではないかと思うのであります。も  
う二割の炭価引き下げということ、今

日約束したことを実行するとするならば、これは炭鉱業者にとっては大きな犠牲であります。またこの法案の審議に当つては二割引き下げるのだということを口実にして、この法案を通して、一千二百九十億の財政投融資というものを炭鉱に行わせる。こういう一つの勘定として二割を下げるのだと、いって、実行に当つては実際に炭鉱業者の経営に影響を与えないよう、二割引き上げないで、やむを得ないので、ということと、黒字の出るような安定した価格を示すということとなれば、この審議に当つて二割を引き下げたということはうそを言ったということになる。二割がほんとうに下るのか。二割を下げるというのは、ただ一千二百九十億の金を引き出すところのえさにしているのであるかどうか、こういう問題がこの法案のボイントだとわれわれは考えるので、二割の引き下げということとは可能性があるのかどうか。実際には引き下らぬのじゃないかとわれわれは考えてはいるのですが、その点について大越さんと労組代表のお二人から御意見を伺いたいと思います。

は二割は下るとは思いますが、しかしながら現場員の立場になつてみますと、なるほ日本の炭鉱の能率は皆さん御承知のようにイギリスとかアメリカに比べてまことに微々たるものである、しかしこれもいわゆる炭鉱の石灰の置かれている自然的条件がまことに悪い条件にあるということをございますので、これがそこまで持つていくといふことにはほど一先般來お話をありましたが、大手の縦坑のみならず、中大小にしましても、相当外國の機械を輸入するとか何とかして合理化をやらないければだめだ、結局それには相当の資金を入れてもらつてやらなければだめなんであります。それができて、その上に労務者の数が減るということができれば、二割やそちらのあれはできるのじやないかと思いますが、最初に申し上げましたように、失業対策の問題と合理化に投する資金の裏づけといいますか、そういうことがほんとうにできなければあれば実現し得ない、こう思つうのでござります。

ほど政府案について指摘をいたしました。また、その近代化され、合理化されたといたしましても、今日の状態では全部の炭鉱のほとんどが赤字を出しております。その赤字を埋めてさらにここで二割の引き下げをするということになれば、これを総体的に見まして相当な引き下げの額になると思います。そういう形が、単に現在の労務者の一人当たりの能率を引き上げて、いわゆるコストの削減をはかるということは、今日の状態ではもう労働力の限界にきておるのでないか、従つて今のような政府の考え方を前提として二割を引き下げるということは、私は非常に不可能だというふうに考えておるわけでもあります。そういうことを強行する中で労務者の首切りが出てくる、あるいはその中で賃金の切り下げという形が現実的に生まれてくる可能性があると思うのです。そういうことを強行する中で労務者申し上げますならば、大体三千七円といふのが——現在のコストであるといふ炭鉱がございます。三千七円ではどうしてもやれない、二千七百円でなければやれないということで問題があります。その二千七百円にするためにどうするかということでいろいろ話を聞いてみますると、その三百円の引き下げはほとんどが労務賃金の二〇%切り下げという形でなければならないというのを、現実に炭鉱の置かれておる実態だと思います。従つて先ほどの質問でござりますけれども、私はそういうふれども、現状の炭鉱の実態の上から考えまして不可能ではないか、ただここ

で炭鉱の地質の状態がアメリカ、イギリスのように、ああいう炭鉱の地質が問題であれば問題は別でありますけれども、今の日本の炭鉱の地質の問題からいって、あのような形で能率を引き上げてそれで完全に消化できるという状態は、相当思い切ったあらゆる施策を施した上でなければ、こういった判断は不可能ではないかというようになります。

○渡邊参考人 まず二割の炭価を引き下げるということは、この法案を骨子として考えた内容であるというふうにも考えられるわけです。この法案の中から二割の炭価を引き下げるということになると、結論的に申しますと、これは非常に困難である。このように考えられるわけであります。現在の炭鉱の大体の生産原価は、この法案によると大手あるいは大手についていける中手あるいは大手になる。こういうふうに考える小が標準になる、買上げられた後には、五年間において幾ら下るか、こういうのが下るか上るかという問題のボイントになります。こういうふうに考えるわけであります。そうなつて参りますと現在の石炭の生産原価といふものは、大体三千七、八百円ぐらいだろうと、いうふうに考えております。従つてこれを二割下げるということになりますが、現在の坑内における企業の実態を申し上げますと、大体生産原価といふものは、物品費、労務費あるいは経費、こういう内容で組まれておるわけでありますけれども、大体人件費が五〇%、そのほかの経費が五〇%、こういう内容で、トン当たりが三千七、八百円、従いまして一トンに加えられておる人件費というも

のは大体千七、八百円くらいであります。こういうふうになるわけであり、すけれども、そうなって参りますと、在の現実の実態というものは物品費であるが経費であるが、いわゆる安にこれ以上節約するならば重大なる災害が起きる、これ以上軽減はできません。いたしましても、表を使つたら裏も使つ、こういうことをやつておるのが子供の現在の企業の実態であります。従つて現在の状態はぎりぎりにしほつた生産原価である。こういうことになつておりますので、さらに現在の社会情勢においていかに合理化しようとも、この合理化法案の内容においては現在の十二・四トンを十八・四トンにするのだ、こういう内容でありますけれども、これをいかに合理化しようとも、五年間に十八・四トンということは現在の機械設備においては困難であります。そうなつて参りますと、八百円の値下げということ是不可能である、こういうふうに私ども考えておるわけであります。結論的に申し上げますと、現在全然余裕のない生産原価の方式をとつておる、従つて生産原価において切り詰める余裕がない、さらにそれ以上生産原価を下げるということになると、能率以外にない、しかもその能率は殆ど前者の方も申されましたように、坑内の非常に悪条件の中、あるいは機械設備といつてもそんなに現在以上、倍出すとかあるいは三倍出す機械といふものは、現在のところないわけであります。しかもその機械を消化するということになると、機械を入れて訓練してこれを消化させる、そういうことになれば一年や二年ではできない

が、なぜこれをやらぬのだ。それからたとえば鉄道の運賃、こういうもので政府が行政措置をやる。ところが去年の夏よりことしは二割も上げておる。ところが國鉄は逆に値上げをしないとしておる。電気料金は、これも府が行政措置をやれる。ところが去年の夏よりことしは二割も上げておる。こういうようく政府が行政措置でやる鉄道の運賃なり電気料金なり、金額なり、こういうものを相当値下げしないは、当然炭価の生産費は下る。こういうことをあなた方は、政府は片毛落ちするかということについて、強調しておられるかどうかということをお伺いしたい。

力が大体七四、五%くらいまでなるわけです。従いまして生産費に占める電力代というものが非常に大きくなりますが、これも機会あるごとに陳情しておりますので、これも機会あるごとに陳情しておきますが、どうもなかなかわれ考えておるようには参らない。それから鉄道の運賃問題でござりますが、これは今のところではガス発生とかあるいは製鉄用とかいうようなハイ・カルロリーの石炭もまた宇部産も、われわれ常磐地区で生産されております。そういう面になりまして、生まれつき悪いので、どうもわれわれが悪いといわれても困る、比較的低品位のものを持ってきて競争するとなると、そういう面でも困る。これはそういう面で、それぞれの道でわれわれずいぶん運動を続けてきましたわざと御了承願います。

○長岡参考人 石炭鉱業の負担してお

ります金利につきましては、日本石炭協会から数次発表もいたしております

し、政府に数次その低減方をお願いしておるのであります。中小炭鉱におきましても同様であります。これは少しひ長い期間運動を続けて過ぎたために、少し今御批判のように何をしておるのだと、うなお感じがあるのかもしませんが、昭和二十五年の自発開始以来、それまで成鉱に負担のかかっております赤字の解消のためにもが長かったために感じがにぶいようにお考えであるかもしませんが、今後になる建前で、國の出しておられる金

を、六分五厘にするというところよりけです。

おられますよな、利子の補給と申

かなかわれ考えておるようには参

らない。それから鐵道の運賃問題でござりますが、これは今のところではガ

ス発生とかあるいは製鉄用とかいうよ

うなハイ・カルロリーの石炭もまた宇部

産も、われわれ常磐地区で生産されて

おりますが、これは今申した政府が行政措置をや

りますが、さような方法で三分五厘く

ら今までの國家の金の低金利を期待い

たしておる次第でござります。

○伊藤(卯)委員 いま一点だけ。多

分、私が今申した政府が行政措置をや

れる三つの重大な問題については、あ

なた方御関心をお持ちであろうことは

私は間違いかろうと思う。ところ

が、どんな運動をおやりになつたかし

らないけれども、この大事な法案を作

るに当つて、それを説明するに當つ

て、政府はこれを毛頭考えておりませ

ん。たとえば昨日私がその問題で政

府に質問をした、これは名前を書いて

いるが、名前だけは今日は言わぬ

が、とにかく政府の最高責任者です。

これが、今の鉄道の問題とか電気の問

題とかそんなものは小さな問題だから

考えておらぬ、それよりも合理化に

よつてとにかく炭価を下げるというこ

とが一番大きな問題だ、こういうこ

とを言う。だから、あなた方運動をお

やりになつたかしらぬが、政府は考

えておらぬ。この法案はもう幾日もたた

ないうちに、二、三日くらいのうちに

問題になつてくる。自由党と民主党は

これを上げようとやっておられる、あ

なたのお考えを無視して上げようと

お考えになつておられる。しっかりと一

つ腹をきめてこの二、三日のうちにお

やりにならぬと上げてしまわれます

よ。この点私はあなたに御注意申し上

げておきます。

○内田委員

私は自由党の内田常雄君。

私は自由党の内田でござ

ります。

○永井委員長代理 内田常雄君。

私は自由党の内田でござ

ります。

○内田委員



い工事をなるべく避けたい、政府がもちろんおるところの大きな事業に振り向かたいというような考え方を持っております。町村の負担によるような事業でなく、政府の大きな事業に振り向かたいというような希望を持つております。

○多賀谷委員 そういたしますと、結局一般的の失業対策では、もう炭鉱地帯の町村の財政の逼迫から、失業者は救済できない。だから國營で、全額國庫負担のよう失業対策を起してもらいたい、こういうようなお話をですか。

○矢吹参考人 もちろんそういうようになつておりますが、私の地方では、石炭鉱業によるところの被害も相当ございまして、それが政府の調査の結果、今後拡大するおそれがあるので、これを食いとめなければならぬというような工事もたくさんございますので、その方面に重点を置いてもらいたいと思つておるのでございます。

○多賀谷委員 鉱害賠償ですね。――

○田中委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 時間がありませんので、簡単にお尋ねいたしたいと思ひます。まず長岡参考人にお伺いいたしま

すが、参考人は先ほど、本法案には賛成である、しかし中小鉱業の立場をもう少し考えてもらいたい、こういうことであったと思うのですが、この法案は、中小企業を買取つてつぶそう、まことにありますので、この法案の中において考へる限り、そのつぶし方において手心を加えてくれという考え方か、それとも具体的にこの法案審議の中において、どのような御希望を持つておられるか、承わりたいと思う

です。

○長岡参考人 ただいまこの法案の炭鉱整備の点について、どういうことを中小側は希望しておるかという点が第一の御質問のように承わつたのでござります。

○田中(武)委員 そうじやないのですよ。中小企業のことも考へてもらいたい。原案には賛成しておられて、中小鉱業のことを考へてもらいたい、こういう御意見のよう伺つたので、この原案は買取つてつぶすのだ、それならどういうことを希望しておられるのか、聞かしてくれ、こういうことなんですが、参考人は先ほど、本法案をもつておられるか、承わりたいと思う

です。

○長岡参考人 買い取つてつぶすことにつきまして、反対の意見述べたのはもちろんございませんから、買取方あるいは買取方法についての中小の希望と、こういう点でございましょうか。これは現在までに政府その他に申しますように考へておられます。

○山手委員長代理 休憩前に引き続き開運があるかと思ひますが、参考人も原則として原案には賛成のようであります。しかしながら常磐地方には失業者が多く出て困つておる。ことに地方財政も逼迫しておるのに、日雇い労働者等の要求もあって困るからお考へ願いたい、こうしたことであつたと思ふのですが、それではこの法案の中において、この法案を審議するに当つて、どのような点を具体的に考へてもらいたいという御希望なのか、承わりた

のです。

それから矢吹参考人にお伺いいたしましたのですが、先ほどからの質問にも関連があるかと思ひますが、参考人も原則として原案には賛成のようであります。しかしながら常磐地方には失業者が多く出て困つておる。ことに地方財政も逼迫しておるのに、日雇い労働者等の要求もあって困るからお考へ願いたい、こうしたことであつたと思ふのですが、それではこの法案の中において、この法案を審議するに当つて、どのような点を具体的に考へてもよい。

○矢吹参考人 私意見述べる前に申し上げた通り、昨日突然電報に接してます。しかしながら常磐地方には失業者が多く出て困つておる。ことに地方財政も逼迫しておるのに、日雇い労働者等の要求もあって困るからお考へ願いたい、こうしたことであつたと思ふのですが、それではこの法案の中において、この法案を審議するに当つて、どのような点を具体的に考へてもよい。

○田中委員長 これをもつて参考人各位の御意見に対する質問を終ります。参考人の方々には御多用中のところ、長時間にわたり率直なる御意見を拝聴いたしました。本案の審査に多大の参考となりましたことを厚く御礼申し上げます。

午前の会議はこの程度にとどめ午後二時まで休憩いたしますが、石炭鉱業の合理化臨時措置法案及び重油ボイラの設置の制限等に関する法案、この二法案に対する質疑所要時間は、七日、八日の理事会で各党より要求せられ決定された通り、民主党六十分、自由党百八十分、社会党兩派各百八十分であります。これを石炭に三百九十分、重油に二百十分と分けたいと考えております。右によりますと石炭については民主党三十分、自由党百二十分、社会党兩派各百二十分となります。先ほど各党理事に御相談して、本日午後及び明二十一日午前午後の会議で質疑を終了いたしたいと考えます。各党の質疑者は御連絡の上、法案の審議に御協力をお願いします。この際政府委員諸君も、ただいまの発言の通りでありますから、あるつて御出席を願います。

○片島委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

○片島委員長代理 通産大臣にお尋ねいたしましたので、午直ちに回答することはできません。参ったので、何らの用意もなかつた、従つてその法案等においても見ておかなかつたということになりますので、

問題、これだけを本日は申し述べた次第でございます。

○片島委員長代理 通産大臣にお尋ねいたしました。この前のわが黨の多賀谷君の質問のときに、豊潟水などによるところの電力用石炭の調節といふことは非常に困難であつて、こういう自然的な現象については全く手がない、こういうようなことを言つておられました。私は、そういう自然現象に対しても、政府当局としては当然何らかの手を打つことを考へておらなければならぬのではありません。この前のわが黨の多賀谷君の質問については、大臣は確信を持っています。この点を大臣にお伺いをしておきます。

○片島委員長代理 通産大臣にお尋ねいたしました。この前のわが黨の多賀谷君の質問については、大臣は確信を持っています。この前のわが黨の多賀谷君の質問については、大臣は確信を持っています。この点を大臣にお伺いをしておきます。

○片島委員長代理 通産大臣にお尋ねいたしました。この前のわが黨の多賀谷君の質問については、大臣は確信を持っています。この点を大臣にお伺いをしておきます。

○片島委員長代理 通産大臣にお尋ねいたしました。この前のわが黨の多賀谷君の質問については、大臣は確信を持っています。この点を大臣にお伺いをしておきます。

いではまたむろんそういう狂いが始終起つてゐるというわけではありませんで、なお電力の方の計算につきましても十分科学的に検討いたしまして、でさういふだけ狂いの少いようになります。ほかの需要を喚起する、あるいは現在でもなるべく電力の方に使うところの石炭によつて石炭界に悪影響を及ぼさないよう、たとい当面においては石炭が要りませんでも、電力会社の購入する石炭の量は相当ふやさせて調節をするというようなことをいたしておりますから今後もやはりそれと同じような方法で、できるだけ需給の調整をはかっていく、かような考え方であります。

いではまたむろんそういう狂いが始終起つてゐるというわけではありませんで、なお電力の方の計算につきましても十分科学的に検討いたしまして、でさうするだけ狂いの少いようになります。またほかの需要を喚起する、あるいは現在でもなるべく電力の方に使うところの石炭によって石炭界に悪影響を及ぼさないよう、たとい当面においては石炭が戻りませんでも、電力会社の購入する石炭の量は相当ふやさせて調節をするというようなことをいたしておりますから今後もやはりそれと同じような方法で、できるだけ需給の調整をはかつていく、かような考え方であります。

この問題は重要な問題でありますから、私はいろいろな資料をもつてさることにあつてまた質問をしたいと思います。

さらに進みまして、標準炭価の間接的な問題であります。標準炭価を決定して販売される場合に、よほど実態をつかんでおられないことは、個々の炭鉱における生産コストというものをよほどしつかりつかんでおらなければ、標準炭価といふものは決定できないのです。ありますが、今までいろいろな条件性のものとに置かれておる炭鉱の生産コストといふものを綿密に通産当局として調査せられたことがあるかどうか、その点をお聞きをします。

○齊藤(正)政府委員 これはわれわれの行政をやりますためにも非常にこゝにいたコストの調査ということが必要でございまして、これは価格統制をしておりました時代に原価をとる振り方というものが大体きまつております。したので、そのやり方で出してもらうということにしておられます。大手炭鉱につきましてはこれは集まっております。中小炭鉱につきましても各出先当局を通じてできるだけ集めるようしております。しかし中小炭鉱のうちでもそつて集めるということは困難でござります。しかし中小炭鉱のうちでもそつて集めるといふことは困難でござります。それの型と申しますが、ただこれは全部について集めるといふことは困難でござります。しかし中小炭鉱のうちでもそつて集めるといふことは困難でござります。それの型と申しますが、業態によつてその代表となるようなもので適當な報告の能力のあるものに、できるだけ御説明によりますと、標準炭価といふものは何らの拘束力もないものである、ただ政府が公表するだけだ、こういうようなことでありましたが、そういた

この問題は重要な問題でありますから、私はいろいろな資料をもつておこなうにあつてまた質問をしたいと思つます。さらに進みまして、標準炭価の問題であります。標準炭価を決定して販売せられる場合に、よほど実態をつかんでおられないことは、個々の炭鉱における生産コストといふものをよほどしっかりとつかんでおらなければ、標準炭価といふものは決定できないのです。ですが、今までいろいろな条件のもとに置かれておる炭鉱の生産コストといふものを縝密に通産当局として調査せられたことがあるかどうか、その点をお聞きをします。

しますと、炭鉱の開拓するその他の機会が行われば、これが減価償却なども然見ていかなければならぬといふことになりますと、特にこの政府のお話になつた大きな絶対企業といふのは、炭価をきめる場合に拘束力のない標準炭価といふものにはそう從うしないでありますから、これがもしる最低炭価といふことになると、政府としてはこれをうまく規制していくといふことが困難になりますから、これがまた要はないのでありますから、これがまた政府としては何のものについて一つ御答弁をお願いいたしたい。

しますと、炭鉱の開拓するその他の機会が  
化などによって非常な莫大なる投融資  
が行われて、これが減価償却なども含  
然見ていかなければならぬといふこと  
になりますと、特にこの政府のお話  
になつた大きな独占企業というものは  
は、炭価をきめる場合に、拘束力のな  
い標準炭価というものはそう従うま  
要はないのでありますから、これがよ  
しろ最低炭価といふようなことにな  
て、政府としてはこれをうまく規制し  
していくことが困難になります  
ないかと思うのであります、標準炭  
価のきき目というものについて一つ御  
答弁をお願いいたしたい。

るを得ないわけであります。こういふことで標準炭価といふものは相当有りだと私は確信しておるわけであります。

○片島委員 下る場合には生産制限やる、また上の場合は重油を入れる、品物が足らなければ値段が高くなる余つてくれば安くなるのであります。政府はどういわれわれが考えた場に手の届きそうもないような目標を上げて、需要がこのくらいある、この需要というものは私たちから考えた場には、これだけ伸びるかどうかといふことに何ぼそろばんをはじいてみても自信がない。そういう大きな高い目標に需要といふものを、または増産というものを考えておるならば、当然ことは相當安くしなければそれだけの需給まで達することができない。安くなるようだつたら生産制限をするといふことになると、それだけの増産ができるまい。こういうジレンマに陥つて、おそらく政府が目標としておるような増産と引き下げといふものがお互ひが制約をせられるようになると、この問題はいかと考えるのであります。この關係はいかがでございましょうか。

○石橋國務大臣 長期計画としてはお話をのよくなことにならぬと思います。日本の経済が今後どこまでいくかといふわれわれの決意と、また日本の環境にもよりますが、現在考えておる石炭需要は、エネルギーの全体の使用量から申しますと、現在私どもが考えておるエネルギーがこれだけではむしろ足りない方にいくのではないか。現に専門家の中でも足りないという説をなつかなかやっている人もあります。私はこれが非常な内輪の計算であると思いつつを必當の機貿易をなす。

の世貿に付けるべきである。このことは標準炭価といふものは相当有りだと思はるが、私は確信しておるわけである。されば、この標準炭価は、たゞ手の届ききのないような目標を埋め、需要がこのくらいある、この程度の供給を要するものは私たちから考へた場合には、これだけ伸びるかどうかといふことに何ぼそろばんをはじいてみても、自信がない。そういう大きな高い目標に需要といふものを、または増産といふことを標準炭価といふものは、相當有りだと思はるが、私は確信しておるわけである。

ますから、三十五年度において石炭の国内の生産の五千萬程度使えないということでは困るのであります。ですから、長期のうちに生産制限をこの上にしなければならぬということはないと存じます。先ほど申しましたのは一時的のマーケットの関係です。何かの事情でもって急に石炭の価格が上がるとか、あるいは下る、こういう一時的の現象として起つた場合の対策でございます。そのときにはこれはやむを得ませんから勧告をして、なお効果がなければ増産をするなりあるいは外炭を入れるなりあるいは重油を入れるなりして値を下げる。これは一時的の問題でありまして、長い目で見ればこの計画通りになる。かようて確信しております。

ますから、三十五年度において石炭の国内の生産の五千万程度使えないということでは困るのであります。これは必ずそれだけの需要は起すようわれわれは努めねばならぬし、また起ると思つております。ですから、長期のそういう点からいと、御心配になるような生産制限をこの上にしなければならないということはないと思ひます。先ほど申しましたのは一時的のマーケットの関係です。何かの事情でもつて急に石炭の価格が上るとか、あるいは下る、こういう一時的現象として起つた場合の対策でございます。そのときにはこれはやむを得ませんから勧告をして、なお効果がなければ増産をする

うことは、政府がこれをやるだけの決意がある、必ずやるというのはすでに御発表の通り三百三十ばかりの炭鉱について買い上げ対象を考えておられるし、買い上げ価格についてもすでに御説明になっておりますし、また全体の買い上げにどれだけの経費がかかるかということともちゃんと計算をしておられるということがありますと、申し入れと勧告というこの二つを区分けして——まだ皆さんにははつきりしておるかどうかわかりませんが、申し入れと勧告を合計した三百三十炭鉱といふものについてはすでにリストがてきておるはずである。リストができるおらなかつたならば、三百三十でござります、トン当りは幾らでござります、所要経費は幾らでござりますということは言えないはずである。そうしてその三百三十炭鉱のうち、おそらくなんぼだけは申し出があるであろう、申し出のないやつはなんぼ、その炭鉱については勧告をやろう、こういうふうに考えないと、三百三十炭鉱、トン当り所要経費幾らという計算が出てこない。このリストができるておると思うのであります、いかがでありますか。

す。いろいろの物理的条件から計算しておるだけであります。  
○片島委員 それはそれでよろしいが、それいたしましても、三百六十トンというものを買う以上は、やはり品位、コスト、出炭量、こういう基準に基づいて技術的に計算をせられたいといふならば、やはりことごとこ、こういうふうに出てこないと、そういう数字は出てこないと、そういうふうに出てこない。目をつむれば日本の炭鉱といふものが頭に浮かんできて、あの品位はこのくらい、コストはどのくらい、出炭量がこのくらいだから計算をして見ると三百三十万トンになると、こうなってこなければならぬ。そうすると地図が描かれて、リストが出てこなければならぬと思うのであります、それがわからぬままにどうして三百万トンということが出でてくるのであります。

〇片島委員 これは何回も言つて、いたいと思います。所要費なり何なりを出しておるのであります。片島委員 これは何回も言つて、いたいと思います。所要費なり何なりを出しておるのであります。では時間がもつたないから、発表ができないならできないでよし。申し出がなければ買わないのだから、幾らになるかわからないというなら三百万トンになるか、六百万トンになるか、八百万トンになるかそれはわからぬわけです。あなた方は何か使わなければ三百萬トンというものは出てこない。大かた申し出があるであろうと考へたところのあなたの想定したりストがあるかどうか、それを伺いたい。  
○齋藤(正)政府委員 今も申しましたようにわれわれの計算は、大体の買上げの対象になる分について、平均的な能率なり炭価なりをベースとして計算してございます。具体的に個々の山について、これが申し出るだらうといふふうなリストは作っておりますん。  
〇中崎委員 議事進行について……。  
ただいまの片島君の発言はきわめて重要な問題だと思うのです。ことに人員が五万七千名であり、およそ貢上げるところの炭鉱を三百万トンを目標にして、一トン当たりの炭価を乗じて、金利を下げて、それでなんぼ割り当てて、業者がなんぼの炭価でセーブして、それで払うという一つの計画が立てられておる。そういうふうなものについて、どういう炭鉱が買いつぶされるのか、それからその従業員はどうなれるか、その地方における経済はどうあるのか、これはきわめて大きなところの関心的であります。それをただ漫然と、今まで石炭行政はどう行なわれ、現在炭鉱がどういう情勢にあるか、個々の炭鉱がどういう方向にある

かわからぬままにこの案を立てるわけがない。この量要なる資料を出さない限りは、議事をこのまま進行して下さいませんので、暫時休憩をして、政府側において十分協議してもらいたいと思いますが、いかがですか。  
○齋藤(正) 政府委員 再度お答えいたしましたように、買い上げは希望にたるものでござりますから、具体的にこの山というふうな計画を立てようとしたしましても、またわれわれがたとく立てましても、それは実際に実施する場合には相当違ってくるということは、当然われわれとして予想しなければならない。ただ大体三百萬トン買い上げます場合には、それに該当する能率などものがこのくらいある。そのうちで本體……(中崎委員「へ理屈を言ってみる」) だめだ」と呼ぶ) どういうふうになるかということを計算して、それで失業対策の人員を出したわけであります。  
○中崎委員 何を言つておのかわからぬ。君、三百万トンという案がわからない。君、三百万トンといふ案があるだろう。五万七千人という数字はどうだらうといふ君たちの案はあるはずだから、こから出でてくるのだ。現実に希望者がいるかないかという問題ではない。三年間にこうこうこういうふうに出せるだらうといふ君たちの案はあるはずだ。それを出せといふのです。でたらめを言つては、しょうがないじゃないか。○山手委員長代理 中崎君に申し上げますが、政府側にはその案はないというのです。

ほどから大臣が説明されたような基準はあるわけです。あなた方が考えたのは、これより多いということは前に説明されておる。申しこみをわれわれが受け入れるのは三百五万トンくらいであるが、あなた方の予定しておる基準はもっと多い、基準に当てはまるか当てはまらないかによって、あなた方は買上げをやるかやらぬかを決定するのですから。それではその買い上げ炭鉱の基準だけをここで明らかにしていただきたい。

○齋藤(正)政府委員 これは法律によりまして、買い上げの場合の基準は、審議会できめなければならないことになつておるわけであります。その原案としてわれわれが考えておりますのは、大体出炭の能率と出炭の品位との二つを基準にいたしまして、能率が大体合理化目標の七〇%未満のもの、それから出炭品位が合理化目標の九〇%未満のもの、その二つの条件の組み合せに該当するものが買い上げの対象になり得るものというように現在のところ考えております。

○片島委員 品位、コスト、出炭量、こういう三本立てであなたたちは考えられていると言われましたが、これでは品位と能率だけしか言っておられないのですから、出炭量についてはどういうふうにお考えですか。

○齋藤(正)政府委員 出炭量については全然別にわれわれの方としては差別待遇をする考え方にはいたしません。従つて大炭鉱でも小炭鉱でもこの基準に該当するものにつきましては買い上げをいたす考え方であります。

○中崎委員 今のような重要な問題を、これでは首を切られる連中には実

際たまらないのです。もう一つは、どういうふうになるのかということの目標なりあるいはいは腹のきめ方です。引導を渡すには渡しようがある。そういうようなものについて、たとえば九州地区ではどうとか常磐地区ではどうとか、山口県の地区ではどうとか、北海道地区ではどうとかといふくらいのことでもせめて示してもらわなければ議事進行上重要な問題は私たちには検討できないのです。その意味においてます政府が確信のないところの意見をこの際伺っても仕方ない。あらためて資料として出すなり何なりといふところの誠意を示してもらわないといふと、議事進行に対してもういたしまして、上協力するわけにいかないということをはつきりしておきます。

ますが、離職金の一ヶ月分以外には規定はないけれども、この未払い賃金とあるいは退職手当とかいうのはどういうふうになるのですか。

○齋藤(正)政府委員 未払い賃金につきましては法律の規定によりまして地位弁済という形で先に支払いをいたしておきまして、炭鉱の売却代金を支払う際に相殺によつて差し引いて決済するというようにいたします。それから退職金につきましてはこれはすでに民法その他の法律上の取扱いも未払い賃金とは取扱いが別になつておりますので、これにつきましては法律上のこういう制度はございません。しかし実際には炭鉱を買ひ上げます場合に、炭鉱の経営者と労働者の間に紛議が起りますと、いったすといふ考え方でござりますから、その際に経営者と労働者と十分話し合つて、金額なり確保の方法なりについて話し合いがついたものについて実際問題としては買ひ上げるということになると思います。

○齋藤(正)政府委員 今私がお答えいたしましたたよるに、未払い賃金と退職金とは、他の権利に対する優先権の取扱いにつきまして法律上の取扱いが違っております。従つてこの法律でも法律上の取扱いは差別をつけなければなりませんが、実際上の問題としては紛議が起るような場合には貰い上げができないということになりますので、経営の方としては今お話のように話し合いの労働協約で退職金がきまつているものにつきましては、その額を基準にして支払わなければおそらく組合との話はつかないのであります。また買い上げしてもらえないということになりますから、実際問題としてはその面で解決つくことになる、こういうようになります。われわれは考えております。

○鳥居委員 次に進みまして労働者に伺いますが、この前炭鉱の整理せられた失業者については配置せられるような、その具体的な案を労働大臣が本会議において答弁をせられておりますが、その配置、すなわち受け入れ態勢はすでに本年度のそれぞれの事業計画において確定しているのかどうかという点が第一点。それといま一つは、政府の六ヵ年計画にもかわらず失業者はさっぱり減らないで、かえつてふえているのでありますが、失業対策といふものは、炭鉱労務者の今度首になる人よりもたくさんあるほかの失業者といふものも考えなければならぬ。そうすると、やはりどちらも失業者でありまして、どちらも職がないのでありますから、それぞれどこに配置をする、

ここに配置をすると、いふ総合調整をして失業対策といふものを持てなければならぬのであるが、この首切り法案によるところの失業者と、それから一般に今漸増しておるところの失業者とを組み合せて失業対策といふものができておりますかどうか、これを第二点としてお伺いいたします。

○江下政府委員 第一点の具体的な計画でございますが、大臣が御答弁いたしましたように、今回の石炭合理化法案の実施に伴います離職者につきましては、特に政府の買上げという行政措置によるものでありますので、従来の失業対策といふかが趣きを異にいたしまして、できるだけ恒久的な職場に配置転換をする、こういう方針で考えております。そのためには失業対策事業といふ従来の事業とは別に、建設的な河川あるいは道路その他の事業を特にこれらの中帯に起しまして、そうしてこれに時を移さず配置転換をしていく。本年度の予定としたしましては四千人をちょっと越える程度でござりますが、これにつきましては関係各省とも相談をいたしまして、その時期が参りますれば計画を必ず立てまして実施をすることにいたしております。具体的に今何の工事をそれではどうするということまではまだきまつておりますが、逐次こういう計画を立てて参りたいと思います。それから全体の失業対策は、お詫の通り確かに今年は昨年以上に失業情勢が悪化するといふふうな予定で私ども考えております。そこで予算的にもこの悪化ができるだけ食いとめられるようなどいふことで、一般の失業対策事業、特別の失業対策事業、あわせまして、従来十七万人の吸

収予定のものを五万人ふやしまして二十二万人の吸収予定をいたしました。そのほかに特に失業対策に有効な公共事業、特に道路事業等に重点を置いた事業と総合的に失業対策を実施するという観点で、目下諸般の施策を進めておるわけでござります。特に労働省に失業対策部を設置いたしまして、今申し上げました各省間の有機的な統合的な失業対策の推進をはかるという目的で、これをを行う予定にいたしておりますので、失業情勢の悪化ということは言われておりますけれども、できるだけこれを食いとめていくということです。大体私どもとしては見通しを立てておる次第であります。

おるのかどうか。今から出るものについては予算的にも事業計画的にもぴりしつきまとておるのかどうか。それから各省と相談してやろうというのではなく、その確答をとっておいてからやるのでなければ非常に不安でありますから、私はその点を聞いておる。  
それから今の漸増する失業者についても、これも何とかやろうというのではなくて、これについては労働省はやるうと思つても、あなたのところは予算も持たなければ、一般的な産業経済計画の中に首を突っ込んでおらぬから、失業対策をやるうと考えておるけれども、――びしょっと人間を入れるところを作つていかなければ、先に計画を立てていかなければならぬ。物の計画よりも人間の計画を先に作らなければならぬのである。この炭鉱失業者と一般に漸増する者とを受け入れる計画が、予算的にも事業計画的にもでききておるかどうか。これだけイエスかノーカを御答弁願いたい。

〇片島委員 非常に心配をする。これは全然受け入れ態勢がないので非常に心配をいたします。しかしこれはあなたの方の考え方とわれわれの考え方で、人権を尊重しない、物を先に考えて、人間のことはあと回しにするという考え方には反対であるけれども、これは見解の相違であるから仕方がない。時間が少ないので最後に——これは自治庁長官に来てもらえばよかったです。ありますが、買い上げが炭鉱の所在地の市町村というのが非常に心配をしておる。ここに失業者をどうと出され、それをどういうふうに処置していくか。受け入れ先が今聞いたようにはっきりしておりませんから、しばらくの間、政府がめんどうを見るまで、そこに失業者がもたもたたくさん出てくる。政府でその失業対策を考えてくれぬということになると、市町村はあるまい難儀な目にあわなければなりません。特に税金などで非常な減少を来たしておる。財源が少くなつたところへ持ってきて、そこに失業者だけがごろごろしてくるとこれは大へんだと、いうことになつて、全国の炭鉱所在地域の市町村から非常な陳情が参つておるのであります。この買い上げ炭鉱所在地域の市町村に対する政府の御处置はどういうふうになつておりますか。この点は通産大臣から——おそらくこういふ重大な問題は、これはおれの所管でないといって逃げるわけにも参らないと思うのであります。いかがでありますか。

ことが市町村を救う一つの道であることを考えております。その買い上げを希望しなければならぬよう炭鉱は、のままにうつちやつておけば、自然に失業者が起つて非常に困難だ、租税を取らうにも取れないというような状況に陥りつたのでありますから、この法案そのものがある程度市町村の救済にもなると思います。しかし昨日日本労働委員会と共同の委員会で御質問がありましたがから申し上げたのでありますから、私は思いませんが、しかし市町村が……「それではどうして反対をするのだ」と呼ぶ者あり)それは心配するからであります。心配すればこれは切りがないであります。ですからほんとうに市町村が困られるということとなれば、これは別に一つ考へることにいたしましょう。

至つては、これは私は大へんな考え方でないじやないかと思う。何らかの措置をやつて、この法案の審議に当つて、今後また政府の方に質問を続けていたいと思います。

私は、本日はこの程度にいたしまして、明日に保留しておきます。

○山手委員長代理 次は淵上房太郎君。

○淵上委員 この機会にもう一度お尋ねをいたしたいと思うのであります。合理化法が目的を達成するためには、予定された合理化作業が各方面とも円滑に運営されなければならぬことだけ申し上げるまでもありません。こういう意味からいたしまして、私は租鉱権の問題につきまして、この機会にもう一度お尋ねしたいと思うのであります。

法案三十三条によりますれば、探査権者の鉱業施設と租鉱権者の鉱業施設は買収されることになつてゐる。それから事業団の業務の第一に、探査権の買取といふものがありますが、租鉱権に対しても補償の道が何ら考えられていません。申し上げるまでもなく、租鉱権といふものは一つの財産権であります。しかして租鉱をやめる場合には、放棄料として、鉱業法八十二条によりまして、鉱業権者に六ヶ月分ですか、放棄料を払わなければならぬ、そういうことになつておる。もし租鉱権が買取されて租鉱権が消滅した場合には、その立ちのき料を払わなければならぬが、何ら補償されないと、となりますが、せつかくのこの合

理化作業が運営できなくなるおそれがあるのじゃないか、かように私は思うのであります。仄聞するところによりますと、石炭局では、初めは鉱業法八十二条の規定により、租鉱料に相当すべき金額を租鉱権者に払うという案があつたようではあります。最後的に出したこの法文には、租鉱権に対する補償というものは全然書いてない、何ら言及されておらぬのであります。

御承知のように、昨年の六月現在では、全国の炭鉱数六百九十一のうち、租鉱区で出炭している炭鉱租鉱区といふものは、二百三十四鉱あります。大体三四%の割合を占めておるのであります。もとより出炭量は非常に少い。月産全体で三百六十四万二千トンのうち、租鉱出炭は二十万七千トンであります。ただし申しまするようによく、租鉱権という財産権が消滅するものに対して、しかも放業料を鉱業権者に払わなければならぬ立場に立つてあります。これに対し何らの補償をしないということになりますれば、おそらく買い上げ希望も出でこないようになるのじゃないか。そうなれば、予定された合理化作業の一端に破綻を来たすおそれがないでもない、私がいかのように思うのでありますが、石炭局では、当初補償をするという案であられながら、ここに最終的にこれをやめになつた理由を、石炭局長から御説明願いたいと思います。

的は、これによりまして恒久的に石炭の生産能力を圧縮するということになります。従つて租鉱権者の施設を買上げました場合には、当該鉱区について二度とそこに租鉱権の設定をしないという約束を鉱業権者に至りつけてもらう必要があるわけであります。もしそういうことをやるといしますと、これは鉱業権に対する重宝な制限になりますので、当然その鉱業権者に対して租鉱権の放棄料といふのを支払わなければならぬといふことになります。しかもそれが、別に無限期ございませんので、算定も困難なありますし、また非常に矛盾することにもなるわけでございます。従つて租鉱権者の施設を、鉱業権とは切り離して買収するということは、今のよう法律的な難点からどうも適当じゃないというふうに考えたわけでございります。ただこれは、鉱区はもろん分割することが可能でございます。従つて、もしそういう租鉱権を恒久的に設定する必要がない、それに同意できるような場合でございますれば、それから、その場合には鉱業権者と租鉱権者がおのの同意をして、租鉱権者がおのの同意をして、租鉱権を単独で買うということになります法律上の難点を、実際上は大半防ぎ得るのではないかというふうなものを考えたらどうかということでございますが、こ

これは租鉱権者が契約期限の前に一方的に租鉱権を放棄いたします場合には、六ヵ月分の租鉱料を支払う必要があるわけでございますが、今申し上げましたように、租鉱権者の施設を買います場合には、鉱区と同時に買い上げる場合に限りますので、その場合には、従つて鉱業権の同意が当然得られます。従つて実際問題としては、この租鉱権の放棄料を支払う必要がないと考えられます。それ以外に租鉱権といふのは一種の財産権であるから、その分についてもある程度見るべきではないとか、こういうお話をようございます。が、これは鉱業法の規定によりまして、租鉱権は相続等の一般承継の場合には譲渡の対象にならないといふ私権いたしましては、鉱業権に比べまして非常に不完全な権利でありますので、こういうものについて補償をするということはどうなのものであろうか、ほかの権利とのバランスの関係から見ましても、ちょっと適當じゃないのではないかと考えられます。またこういうものについて評価も非常に困難な面もございますので、一応補償の対象から除いた次第でございます。たゞこれは、事前に租鉱権者が権利を放棄いたします場合に鉱業権者の鉱区が買い上げられる場合であります。従つて鉱業権の方から、むしろある程度、鉱業権者と租鉱権者と話し合いまして、その間に適当な解決をつけるというふうなことは十分実行できるんじゃないかなというふうに考えております。

てある程度の財政上の援助と申しますか、しかるべき話し合いをするということは適当なことではないかとわれわれは考えます。お話をのように、特に九州地方あるいは常磐地方というようなところは租鉱炭鉱がたくさんございまして、そういうもののうちで整理基準に該当するものについて買い上げると、ということは適当な措置でございます。買い上げを促進する上で必要な場合には、事業団なり地元、その他の局長なりがそういう面についてできるだけあつせんするということはぜひわれわれはやりたいというふうに考えております。

○淵上委員 最後にその問題ですが、法文にはないけれども、現実に即して、事業団なりあるいは地方の通産局が適当なるあつせんあるいは措置を講ずるということをやって、それをやることによつて合理化操作を円滑に推進していくということに了解してよろしゅうございますか。

○齋藤(正)政府委員 ゼひそういうふうにやりたいと思います。

○山手委員長代理 次は中崎敏君。

○中崎委員 石炭業界の今日の混亂は政府の側においても相当大きな政治的責任があるというふうに考えられるのであります。これに対して通産大臣はどういうふうに考えられるか。もちろん経済圏全般として少数の例外を除いて概して不況なのであります。が、ことにある意味において石炭業界は混乱しております。どういうふうに考えるのであります。そうしたような事態に立ち至らしめたことについては政府の側においても相当政治的責任を感じると思ふが、この点一体どういうふうに思



おる、ところが中小炭鉱側になるとほどんど恩恵が受けられない、不公正な立場に立つて競争をしいられておる、そこで中小企業者が販売をしておると、いうのは、行き詰まつてどうにもしよがない、金融の面で参つたのだ、それだからそういうものに対してももう少し国家的に、まず金融の道をつけやる、そうしてこれが対等の立場に立つて競争し得るよう、そういう政治が行わなければならぬ、たとえば最近においても北海道を行つて実情調査をして参つたのであります、まずこの中小炭鉱というものは大手筋に比べてコストが非常に安い、その安いコストをもつてなぜ中小炭鉱が次から次へとつぶれていかなければならぬか、ここに政治的貧困があり、一つの計画的な中小炭鉱をつぶすぞうというような——まあ計画でもないのだろうが、そういうふうな結果に陥るということになるわけなんです。そこです、第一に政府の方では——この法案が実施されてもあすからすぐ出発して理想的な状態というものはとてもできるものじゃない、あらゆる施策が並行的についていって初めてまとまるものでありますけれども、その間において次から次へとつぶれる炭鉱が出てくる。そういうようなものに対してもやはり依然として目をおおうて、そうして大きな炭鉱の縦坑のような名前において資金金を投じて縦坑を掘らせようと決しておらない、縦坑を掘れる炭鉱は、おのずから自然条件がそれに相応しなければいけないありますから、大

炭鉱を持つておるところに限られるかもしれませんけれども、しかしそのほかの機械化というものはある程度の機械的条件を持つておればできるのであります。そういうところには十分資金を出し合理化をさせ、そういううえであります。今までも——きのうふと質問が出たので局長から答弁をさせたことがあります。大体出炭量に応じた程度の資金は出ております。決して由来小炭鉱を特別にないがしろにしたといふことはないと思う、あとは信用の問題でありますから、市中銀行等の關係はまた別でありますが、國家としては今まで中小炭鉱に決して特別な待遇をしておると私は思いません。それより最近においては、中小炭鉱に対して十分とはいかぬのが残念であります。とにかく心配はしておる、しかも実際はつぶれるのは大炭鉱の方が先にどうなるだろうというようなことをいわれるほど大炭鉱が窮境にあると私は思つております。

込まれた。言いかえればこうした急場を救う金さえも出されていない。何十万かしかれませんが、そういう中小炭鉱を救うために一億五千万円の金も出されていない。こういう状態を見たときに、政府の方でやるやるといつてもかけ声ばかりで、われわれは納得がない、そういうふうな問題を今後どうするか。それからたとえば中小炭鉱においては、石炭を売るところの適当なルートがないために、大きな財團的な事業の系列的な方面に石炭が優先的に買い上げられるために、一トン当たり千五百円ぐらいの、大手炭鉱よりも安い値で現実に投げ売りをされると、いう実情である、こういうような状態をもつてして、炭鉱が続くはずがない、何ゆえそんな状態を放任しておるか、現実に中小炭鉱といつても月産三万トンや五万トンも出し得るところの相当近代化された中小炭鉱もある、機械設備の問題じやない、現に金融に困つて無理して売らなければならない、という実情に追い込まれておる。そういうものを放任しておいて、こういう法律を作つて、やらにつけしていくことが成できない。だからそういうふうな急場をどうして救うのか、また優良な炭鉱でさえもなおかつ整理していく考え方があるのか、そこをお聞きいたしたい。

る、そこで国家の保証と両方合せて土割程度の保証ができるようになります。とにかく、そういうことで資金を流すことにいたしております。同じように、ほのかの方でもやつてもらいたいと、いつております。今まで残念でございますが、今促進をするよう努力はいたしております。

○中崎委員 炭鉱については金融と販売とがちょうど車の両輪みたいなものになつておる。一面において金融が苦しくなれば安く投げるよりほかなくなる。そこで、増産々々と、なかなか投げきつこうですが、やたらにそれをやると、やはり手段が下つていて苦しくなる。そういうような状態にあるのだから、まず金融と販売の関係は車の両輪のごとくに進めてやつたらしい。その上に立つて、君たちの炭鉱において過去の実績はこうである、そうして能力はこの程度である、そこでこの程度の操縦をやつたらどうがどういうような、そういう態勢を作り上げていつて、なつかつ及ばない、どうにもならないといふことです。そういうような努力がどこにまでされていない。そうしていたずらにたやすい道を選んで、わざかのズズメの涙みたいため炭鉱資金をもつてして、そうしてしかもそれは国民の膏血の上に作り上げるという、こういう行き方にはわれわれは賛成できない。であるから、こうした法案を出す前に、もう少し政府は腹を据えて、ときには大臣も踏み破つて、正しい前には堂々として——河野農林大臣は相当ぼくは

あの人の政治力を買つてゐる。石橋さんはなかなかいいところもあるのだけれども、ときには非常に弱いのじやないかというふうな感じを持つてゐる。これは大蔵大臣は幾ら鼻・柱の強い、日本銀行では法王であったかもしれないが、国会や国の中枢ではそういうことは考えていない。だからもう少し腹を据えて、ほんとうにこの事業を何とかしてやるべきであるという考え方の上に立つてどんどんこれを受け破つていくだけのあなたは腹がまえを持つてほしいと思うのだが、その点をまず納得のいくようにお願いしたい。

○石橋國務大臣 今申し上げましたように腹があるないにかかわらず、ただ金を出すというわけにはいきませんので、出すには出すよような仕組みにいたして出さなければ、ただ救済してやるわけにはいかないのです。ですから、その点が組織ができますればそれは金を出すつもりであります。それから、それにつけてもやはりこういう法案がありまして、これが裏づけになつて初めてそういうこともやりよくなるのだと私は考えております。今のままでこれをやっていけといつても、これは単なる救済資金をとめどなく出すというようなことになりますがちになるから、それでは困るわけであります。

○中嶋委員 どうも救済資金という考え方には、石炭業界を現在のまま放任において、そうして現在の不安定の状態において金を出さない。だからして私が言うように、一面において金を出せば、もうなべースを持ってくる。販売機構も、生産についても相当政府の方で計画的に適当なる指導をやつしていく。必ずしもこういうふうな無理やりに買

い上げて六万人に近いような失業者数は単に六万人ではありません。これが家族四人ということになれば二十数万、さらにこれに関連するところの事業というものの、ほとんど炭鉱町といふものはこれを中心にして生きている。それを基本的に炭鉱をつぶされることによって影響するところの範囲といふものは実に膜なものである。そういうふうな大きな社会問題を含んだ、さらに大きな政治問題を伴うようなことを、ことさらに簡単に踏み切つていくやつていかなければならない。それによつて、そういう無責任なことでなしに、政府としてはこれに手を尽して、これではしようがないというところまでやつていかなければならぬ。それから、その前にもう一度お前たちはを今のように販売業者が耳をかきぬといつても、現地側では首を切られるんだから、その前にもう一度お前たちは自発的に考え方をしてみないか、そういうところに政治力をほんとうにやられたかどうか、今後やるという考え方があるのかないのか、これをお聞きいたします。

万トンという生産数字を実現するがために、重油に相当大幅な規制をされない限りにおいてこれは実行できるのではないかという一つの意見があつたのであります。あなたは一体重油に対する方策をとつて四千九百万トンのところまで持つてこようというお考えであるのか、お聞きしたいのです。

○石橋国務大臣 石炭ができますと、何でも重油を切ればそれでいいようですが、そういうものではないとおもいますが、重油ボイラの規制によって規制ができるような立法をお願いしておるわけであります。それによつても少し様子を見たいと思うのです。この燃料エネルギーといえども、今の状況でいつまでもとまつているという考え方も持たないのでありますから、やはり、どれだけ伸びていきますか、なるべく需要を伸ばさうにしなければ、単にこれは燃料だけの問題ではない、日本経済全体の問題としてぜひとも伸ばすような方向に持つていきたいのであります。

従つて、いきなり重油を非常に大幅に切つて、そうしてやるということも、これは全体の産業の上から言うて行き過ぎだと思います。とりあえす、とにかく重油ボイラーを産業上できるだけ支障のない限りにおいて規制をいたしまして、それで重油の使用を減らす、そして、石炭の需要を増していく、かような方法をとりたいと思います。

○中崎委員 現状によりますと石炭の生産高は四千二百万トンないし三百万トンのものでありますが、それは三十四年度には約六、七百カントンふえていくというのが現実にあなたたちの計画

の数字に発表されておる。そうする  
と、重油を大幅に制限しないで、そ  
してこれだけの六、七百万トンの需要  
増加が一体どこから見込まれてあるの  
か、これを具体的に言うてもらいた  
い。ただ机上のプランで、いつでもわ  
れわれはだまされ通しで、ただ計算で  
あるということと、過去のこととして  
無責任にほおかりをせられて困る  
が、一体どういうふうな基礎の上に  
立ってこれだけの実際の需要増加が見  
込まれるか、お聞きしたい。

す。たとえば重油からの転換需要についてましても、重油の転換需要は重油の量で七十万キロぐらいいござりますので、石炭の量に直しますれば百二、三十五万トンぐらいになるはずでござりますが、このうちで重油転換の需要として見込んでおりますのは八十七万トンでございます。そのように十分慎重に計算してござりますので、経済六ヵ年計画が大体あの線に沿つて進行いたしますならば、この程度の需要は十分あるものと考えております。

○伊藤卯委員 関連して……。今の齋藤局長の政府の方で作られた三十四年度までの年度別需要計画というものを私は信用いたしましたが、それに十分自信を持って出しておられるのでしょうかね。——それでは法律の条文にこれを保障するということをなぜ書けないものでしようか、それを一つ聞かしてもらいたい。それほど信用があるものなら需要の年度別を十分保障するということは書けるでしょう。

○齋藤(正)政府委員 需要の保障といふことを法律で書くこと、これは法律の性質、体裁からいってもちょっと書けないというふうに考えますので、法律の条文には載せないのであります。

○伊藤卯委員 それほど年度計画がはつきり確実なものなら、需要の年度別計画といふものを何らかの形で保障するということは当然のことじやないか、自信が持てなければこれは書けません。政府が責任を持たなければならぬ。自信が持てるということなら年度の需要計画を何らかの形で保障する、そうして生産もそれに見合う程度にする。そうして経済界の変動なり天災地

変で今度増産をする、その場合に政庁が責任を持つというのは当然の話であります。それを一つ聞かしてもらいたい、大臣いかがですか。

○石橋国務大臣 なかなかおもしろい御議論ですが、昭和三十四年度において石炭を四百何十万トン使用するということを法律に書くということは、今までの日本には少くも例はございません。ですからそこまでいかぬでも、これは今局長が言いましたように、ずいぶん内輪の計算になつておりますから、私は自信がないといえば足りない方の自信がないということとも言える。現にきょうも見たのですが、石油の方から申しますと、この計画では三十五年度には石炭換算で約六百万トンのエネルギー不足になると、いう調査を出てきております。それだけは石油を入れなければならぬ、これは石油業者からの話でありますから、計算は石油の立場からやつておるのをどうやら、ある程度の割引をしなければならぬであります。これが、こういうふうに今後のエネルギーの消費といふものは、これからしそうが、こういうふうに今後のエネルギーの消費となり、国民経済がだんだん窮屈して失業者がどんどん出るということを予想すれば、エネルギーがどんどん減るからこの見積りでも余つくるということになるかもしませんが、われわれはそうできないのですから、これは一つ超党派的に経済の振興を大いにはからなければいけない時期だと思ひますから、従つてこの内輪の計算のエネルギーの需要といふものは、これだけは必ずあるし、またあらじめねばならぬ、かように考えておりまます。法律に書くことは行き過ぎだといふ

思います。

○伊藤(卯)委員 石橋通産大臣は、それは法律でやつぱりきちっとすべきだ。というようなお考へであるよう私はこれを拝聴いたしました。それは当然のことです。そうでなければ先ほど中崎君から言われたように、机上の数字ばかり作って、かつて実行されたことはない。民主党政経済六ヵ年計画の上から作られたものなら、なおさら法律に対する信用、法律に対する権威、鳩山内閣の信用の上からいっても当然作らなければならぬ。「そうだ」と呼ぶ者あり)そこでこれは大臣もそのよう考へだし、今民主党の諸君の方から使うということであれば、当然石橋通産大臣は賛成であろうと思うが、そういう場合には御賛成でしょうね。

○石橋國務大臣 何年度に石炭を幾ら使うことを作ることは賛成いたしません。

○伊藤(卯)委員 何年度に幾ら幾らということではない。いわゆる政府の需要の年度計画を何らかの形で政府が責任をもつてやる。そのかわり生産を抑えていくのです。需要と見合う程度に生産をやらすといふことのためにこの法案を出しておるのであります。そこでなければ、この法案を出した意義がないと思う。需要の年度計画を作る。生産はこれに見合う程度の生産をやらす。そこで今度はもう時戻ができないようにするのがこの法案のねらいなのです。今後經濟界の変動、天災地變が起つて、足らぬ場合もあるし、余る場合もある。そういう場合について、政

府はこれらに対する保障を講ずること

を言っておるのでですが、この点どうですか。

○石橋國務大臣 ここに数字を入れな

かったといって、法律自身がそういう約束をしておるのであります。伊藤君の言う意味が入っておらないということでは

ないのです。何も法律に数字を書かなか

くても、この法律自身がもうすでにさ

は政府がある範囲において、その貯炭買上げについての責任を持つということ

つべきだと思うのだが、この点につい

ては一体どう考えるか。

○伊藤(卯)委員 石橋通産大臣は、そ

れは法律でやつぱりきちっとすべきだ

。というようなお考へであるよう私はこれを拝聴いたしました。それは当然のことです。そうでなければ先ほど中崎君から言われたように、机上の数字ばかり作って、かつて実行されたことはない。民主党政経済六ヵ年計画の上から作られたものなら、なおさら法律に対する信用、法律に対する権威、鳩山内閣の信用の上からいっても当然作らなければならぬ。「そうだ」と呼ぶ者あり)そこでこれは大臣もそのよう考へだし、今民主党の諸君の方から使うことであれば、当然石橋通産大臣は賛成であろうと思うが、そういう場合には御賛成でしょうね。

○石橋國務大臣 何年度にまるで御質問

意はないものと思ひます。

○伊藤(卯)委員 それではまるで御質

問はないものと思ひます。

○石橋國務大臣 これは政治的にはむろんその責任を負わなければならぬ。され、安定をすればそういう方策はと

りようがござりますから、これは十分価格その他之上においてある程度規制され、安定をすればそういう方策はと

りようがござりますから、それを政府がこう

りようがござりますから、それが当然必要に感じてやるべきことはやるの

でありますから、そこまで心配をされ

ます。それでお尋ねしておるよ

うのことをはつきりさせることができな

いのです。われわれは今度はだまし

ませんぞ」ということをこの法案の中に入れておる

とを反対する理由は何もないと思ひます。これはま

せん。今度はだまし

ませんぞ」ということをきちつとするとこ

こうでしよう。けれどもほんとうに販売する側においてこれを計画的にやるために、必要な資金をいかに確保さるかということが結局最後の問題です。その裏づけなくして、この法案といふものはたての一画面しか見ておられないと思う。だからそういう必要な流動資金についても、やはり政府の側においてある程度の責任を持ち、長期の金でなければ出さぬのか、あるいは短期にしても必要な範囲においては出すような方向にいけるのか。この合理化ということなのです。需給というものを一緒に考えてみたときに、そういう必要な資金であれば、たとい流動資金でも出資考えがあるかということを聞いていります。

○石橋國務大臣 それはむろん設備資金であります、この出そうというのには。  
○中嶋委員 金というものは御承知の通りに足があるからどこへでも足がはえて歩くのです。言いかえれば貯金の払いが足らなかつたという場合にもこの金を使える。言いかえれば全体としてその事業そのものの合理化推進の上に使われるという意味においては、必ずしもこれが流動資金だ、これは何だかというようなことで、たとえば一時的に流動資金にその金が使われるということになると、これは違反だというのでひどい目にあう。政府はそれまで厳重に取締りをするのかどうか、そことのところを……。

○齋藤(正)政府委員 現在開発銀行を通じて政府がめんどく見えます資金は設備資金でございます。従つてその設備資金を運転資金に流用するといふことはもちろん認められることであります。ただごく短期の間の場合には、資金繰り上これが一時ほかに流用されたかどうかわからないような場合もあり得るとは思いますが、建前からいたしましては開発銀行の資金は運転資金に流用することは認められないわけであります。従つて第六条にも「工事に必要な資金の確保に努める」ということで、あくまで設備資金だといふことを明瞭にしているわけであります。

○中崎委員 販売機構を確立しない限りにおいては石炭の安定は期待できないと思う。そうすると、そういういわば広い意味からする石炭業界におけるところの合理化なんだ。ただ単に掘ることを明瞭にしているわけであります。

に、石炭業界全体の安定のための法律だと思うのですが、一体この法案の本質、ねらいはどこにあるか。ただほんとうに大臣の言われるようになると、大臣がねらいとしたものであるか。ふう少し広げたところの需給までも見ただけで、ねらいとしたものであるか。ふう少し広げたところの、ねらいのあるところの法典だと考えているのだが、一体その点はどうなんですか。

○齋藤(正)政府委員 今大臣からも御説明いたしましたようにこの法律は合理化を最終目的といたしますのでございまますが、合理化を達成するために必要な限度において安定という問題も考慮される。そのため生産数量なりあるいは運賃格なりの制限に関する協定も認めていられるわけであります。ただそういうやり方で合理化の条件としての安定といふものを達成するという前提で考え方をます限り、従来のような運転資金の不足というような問題は原則として起つてこないのじゃないかというのが大臣のお話でございまして、われわれもそのように考へている次第でございます。ただし実際問題になりますと、昨年の暮れからの貯炭融資の場合におきますように、政府がある程度、大手と中小との販売関係が非常に混乱いたしまして、自発的に抑制するということになりましたが、その抑制するためには必要な貯炭の融資につきましても、大臣からあっせんをしていただきまして、運転資金の供給

融資をやるわけであります。これはこの法律があるなしにかかわらず、そろそろいうことを現にやっておる次第でござりますから、その点は特に法律に書く必要はないということを大臣からお答えした次第でござります。

○中嶋委員 合理化についてただ単に生産部面のみならず、必要に応じては配給部面についてもまた合理化の対象とし、ねらいとしていることが明らかになつたわけなので、大臣の方の考え方が狭かつた、実際に合つてなかつたということが明らかになつたわけなればあります。

さてそういうふうにしますと、結局においては運用ができるのだとういうことであるならば、この法律だつてやっぱり運用でやれる場合にはやれることはこれには罰則はない。ナンセンスなんです。これに違反しても何らそれを実行させるところの裏づけのないナンセンスの法律案で、そういうものと行政措置でやるような範囲と一体どういうよう蓮うか。こういうことについて私たちは十分に納得がいかない。しかもそういうふうな法律を作らるからには、ほんとうの最後のねらいは配給面におけるところの安定である。それが業界の安定であり、同時に経済界の安定だ。ただ安いものを投げて売りして一時的に安いものを消費者が買ったというだけでは問題は解決しない。国民経済全般の姿を見たときに、その法律をうまく運用するというふうなことにそのねらいを置くというならば、やっぱりその配給面についても相当十分考慮を払つていかなければならぬ。その意味において、きわめてこれには不完全であるということを指摘して

おきたいのであります、さて次には  
四千九百万トンの目標達成のために  
私は少くとも長期需要面の開拓がなく  
てはならぬと思う。ところがこの点に  
ついては最近低品位炭の火力発電にと  
るある程度の消化も考えられていると  
思うのであります、これとても九生石  
えば石炭の液化というような問題が必  
要であるということと、通産委員会によ  
りては満場一致で決議されたことと  
ある。ところが一体政府はこの問題の  
実行のために今日までいかなる努力をな  
択ったか。いやしくも国会において満  
場一致をもって決議されたそれが政府  
の方で無視されるということならば、  
われわれが国会で幾ら論議してもだめ  
だ。今日までに一体いかなる努力をな  
い、いかなる措置を講じたかといふこと  
とを、一つお聞きしたいと思う。

成して液体燃料にいたしますといふことになれば、非常に高いものになるわけでございます。現在までの実績の研究では全然経済的に採算に乗らないということになります。

○中崎委員 今石炭局長のお説を伺いましたが、戦争中においてやつたんだからやらぬのだと知りませんけれども、それからすでに十数年たつておる。いわゆる科学は日進月歩で進んでおる。その戦争中の頭をもつてこの国会の決定を無視して、そうして一方的独善的な考え方を持つておる。そういうふうな考え方を持つておつて果してこの重大なるところの石炭、しかも日本の化学工業という石炭工業と関連のある化学問題の解決がつくとお考えになりますか。

現在ドイツなどにおいては最新の相当進んだ技術をもつてこの石炭の液化も実行されておるということも聞いておる。だから石炭局長くらいをドイツへやつて、調査でもやらしたらどうなか、一つ意見を聞きたいのであります。

○石橋国務大臣 きのうも申し上げましたように、その問題についてはなお一つ石炭鉱業全体のサーヴェイを十分にやりまして、外国の技術者も呼びまして、そうして相当の金をかけて石炭の調査をする。これは経理面あるいはこの消費面また今も申すようないろいろな石炭の利用の方法等あらゆる面にわたって、日本の技術のみならずアメリカあるいはドイツ、ことに大陸の技術者のサーヴェイをしてもらおうとした。あります。今局長が言いまして、この消費面また今も申すようないろいろな石炭の利用の方法等あらゆる面で知られておる限りの技術においては、いう上で一つできるだけのことはやりたい。であります。今局長が言いまして、いうことになつておりますから、そぞうにわたって、日本の技術のみならずア

経済的に引き合わぬ。それどころではない、完全ガス化という問題も技術的に多少の不安がありまして、これに因りて、切って資金をつぎ込んでやるところまではいっておりませんが、しかししながら通産省としては、あらゆる面においてできるだけのことはやった上で、石炭の新しい需要の分野を開拓する、こういう考え方でやっておることは申すまでもございません。決してこれを怠つておるわけではなくございませんから御了承を願います。

○伊藤(卯)委員 さつきから伺つておると、安定安定とおっしゃるが、安定とは何ぞやといわざるを得ないような気がする。というのは、さつきから私お尋ねしたように、需増についても保障する何ものもない。それから運動をする資金においても、何らこれを保障するものがない。ただ合理化についての資金が出ていくが、しかしながら貯炭ができる、あるいは不況になつて困つておるために、運転資金として合理的資金を使つては相ならぬといふ。それから需要増についての計画は法律で保障せぬという、一体それらをやらないで、安定という道がまだほかにありますか。言うことがあつたら一つここで教えて下さい。それ以外に何か安定ということがありますか。どこの国にあるのか、それを一つ聞かして下さい。

○石橋国務大臣 外国のこととは存じませんが、ともかくこの法律によつて、このねらう通りに合理的に原価が下つくいく。そして需給の——なるほど需給の方には未確定の分子はあります。しかしながら大体において今までの日本の石炭界のように無方針に生産がふ

○伊藤(卯)委員 やはり需要増が増大して、たくさん掘らして出すところと高能率、低コストということが言えることは、これは石橋通産大臣も経済財政学者だからおわかりでしょう。されば申し上げるまでもない。やっぱり品物をたくさん作らすところに、いわゆる高能率、その結果が低コストということにもなります。そういう点から二十九年度の四千百五十万トンを三十四年度に四千九百万トン、これだけ需要をふやしていくから、たくさん掘らすからコストが安くなるのだ、こういう計算だろうと私は思う。これでなければならぬと思う。そうすればその需要の計画をやはり保障していく。必ずそれだけは政府が責任を持って掘らすと同時に、お前らの売る先も保障してやる、さつきの言葉を繰り返すようだけあると思う。さらにそれ以外に、資金面においてやはり貯炭ができた場合に政府が責任を持ってやる、これを法律で保障するというところに一つの安定があると思う。さらにそれ以外に、資金面においてやはり貯炭ができた場合に政府が責任を持ってやる、これを法律で保障したい、困るだろう、天災地変や経済界の変動で、計画通りいかぬで貯炭ができるが私は安定化であるだろうと思う。それをやはり何らかの形で、法律で保障するか、行政措置においてそういう場合にはこうしてやるとかいうことを明

○石橋國務大臣 私は、先ほど申しましたように、この法律によつて生産調整が立ち、原価も下つていけば、お話をうながすべきであるということをされ以外に何かありますか。私はそれ外にはないと思うが、それならばどうぞおっしゃるのが正直であると思う。この点どうですか。

○石橋國務大臣 私は、先ほど申しましたように、この法律によつて生産調整が立ち、原価も下つていけば、お話をうながすべきであるということをされ以外に何かありますか。私はそれ外にはないと思うが、それならばどうぞおっしゃるのが正直であると思う。

○伊藤(卯)委員 今までの行政措置が、なかなかむずかしいのですから、半年たつたってできないことがあります。これが基礎がなくなります。

○石橋國務大臣 それは基礎がなくなります。

「伊藤(卯)委員 では、半年たつたってできないことがありますか」と呼ぶ

○石橋國務大臣 それは基礎がなくなります。

〔伊藤(卯)委員 基礎がないと言つたつて、できておりやせぬじやないか、審議会はできておらないぢやありませんか」と呼ぶ〕

○石橋國務大臣 不規則発言を禁じます。

○中崎委員 次にコストの問題、現石炭は、御承知の通り全体として一  
シ当り五百円程度の赤字で売られて  
いるということになります。コストが不  
い。それで中小炭鉱の場合においても、  
はなはだしいのは一トソ当り一千  
百円程度の赤字で投げ売りをしてお  
るという事実があるようであります。  
ここでこの法律が実施され、そして市  
府の目標によれば、最終的には二割  
度の値下げになるというが、当面こ  
一年、二年の間においては、まず五三  
円程度の出血コスト、採算割れとい  
うものは、当然ほとんど大部分——各  
少他の面でカバーできたとしても、  
大部分が値上げの要素になるのじゃ  
いか。そうしてまた中小炭鉱につい  
ては、一千五百円も赤字で出血しておるし  
いうのだが、それを依然そのままに残  
置しておくような考え方を持っている  
のかどうか。言いかえますと、政府は  
石炭のコスト二割を下げるといつてお  
けれども、ここ一年、二年の当面にお  
いては少くとも相当の値上げになるの  
じゃないか、それはすなわちカルテル  
とか、あるいは標準炭価等の形において、  
現実にさらに値上げになるのじゃ  
ないかということを聞きたいのであり  
ます。

すれば、とても現在のような状態で推移することは不可能でございます。たゞ全体として、今御指摘になりまして、五百円程度コスト割れじゃないかという点でござりますが、これは石炭協会等もそう申しております。それを現実にどのくらい見るかという点はなかなかむずかしいところでございますが、三百円ないし五百円くらいは赤字のところもあるかと思います。しかしこれは全部が、現在の何と申しますか一般の大勢を支配しておる炭価からきいた赤字ではございませんので、今お話を出ました、千五百円かどうか知りませんが、非常に極端な出血が出ているものも若干ある、その部分もそれに含まれる、こういうふうなものは、当然ほかの事業との関係においても是正されることは必要でございますが、反面この整理が進み、あるいは需要が伸びますれば、石炭鉱業のように固定費が全体の七割ないし八割というふうな価格構成になつております場合におきましては、一割増産いたしますれば、コストとしては七%ないし八%程度はすぐ下るわけであります。従つてこれは非能率炭鉱の整理と需要の増大等に従つて、その面で吸収されるものも相当あると思ひますので、今お話しの五百円すぐ上のいうようなことはないものとわれわれは考えております。

さて今度は縦坑に関する問題であります。政府は縦坑によって合理化をはかる、そうして炭価を引き下げるということを大きなねらいとされておられます。ところがこの場合においては、電力の場合でも同じなんだけれども、初めは何だか豊富低廉な電力を供給するというので、どんどん莫大なる国家資金を投じて、電力の開発をしたのだけれども、結局においては、最終的には現在よりも二割程度の値上げになるのが必至であるということが言われておられる。言いかえますと、近代的設備等もあるでしようが、だんだんと投資の金額がよけいになると、これが償却、金利等に高い圧力を加えることによつて、コストが上つて、これから二割も上る。ちょうどこの石炭の場合においては、二割下げじゃない、逆にだんだん縦坑だなんということによつて、大きな国家資金が犠牲を払わされ、結局においては石炭代金の値上げになるのは必至であるということを考えるわけなんだが、ほんとうにこれについてはどういう見通しを持つておられるのか。電力の二の舞をまた演ずるのではないか、そうしてはおからりするのじゃないかということを私たち心配しておるのですが、その点を一つ聞きたいのです。

りましたように、四千円見当のコストをもつて出るわけあります。償却といたしましては、相当投資いたしましたところでも、大体零務費、あと半分以上は労務費、他の全部をひっくるめて出るわけあります。従つて相当縱坑その他の合理化構造をやりましても、それによる全体の能率の向上、それから操業度の向上といふうな方面によりますコストの引き下げの効果が、償却なしに金利の増大というようなものよりもはるかに大きなウエートを占めるものとわれわれは考えております。

化されて、そうしてさらに増産の上に役に立つという面もたくさんあるのじゃないかと思うのですが、そういう点を比較勘案して、縱坑の優劣といふものは一体どういうものか、それをお聞きしたい。

○齋藤(正)政府委員 再三御説明いたしましたが、縱坑一本掘るだけ非常にコストが下るというものはございませんで、縱坑工事と申しますのは、縱坑を掘ることによりまして坑内構造をすっかり変え、新しい生産方式に見合うようなら合理化された坑内構造に変えるということございまして、それによります全体的なコストの引き下げがこのくらいになるということとは資料でお出ししてあつたと思います。

○中崎委員 いろいろ問題がございますが、一巡次に進みます。

次に失業に関する問題であります。が、この炭鉱が行き詰まつて人身賃買までやられておるということは、新聞などでも、また現実のなまの事実としてもわれわれはこの目で見ておるわけであります。現在においてもそのなまの問題と同時に経済問題が惹起されることは明らかである。これに対して本年度は、政府のお金によってこの対策として四千人程度の失業対策を予定して、それを今後実情に即して実施していくというような方針のようではあります。さてこの四千人程度で一体十分であると思うのかどうか。現在こういうふうな法律を作つて、そして整理を強行しないで、その場合においてはもろんただ政府が手をつかね、つぶ

方でなしに、大体現状でいけるようなら、いろいろな施策をやる、たとえば融資をやるとか、あるいは販売機構についても、一応政府の打つべき手を打つて、どうやら漸次安定の方向に業界を向かえた、この法律によらないで他の手を打つて現状よりも悪化しない方向にかりに行くとすれば、一体どういうことになるのか、そのところをお聞きしたいのです。

○江下政府委員 先ほども申し上げました四千人をちょっと上回ると申し上げましたのは、この法案が通りまして、事業団が買い上げます対象の事業場に働いているものについての話でございまして、もちろんそのほかに合理化全般によりまして相当数の失業者が石炭方面から本年度出ることは私も承知しております。そこで実はこれは数字を申し上げたいと思いますが、ことしの六月に大体鉱山地帯だけで失業対策的に運用しておる事業でどれだけの失業者を吸収しておるかというと、四万七千程度でございます。もちろんこのほかに今後合理化措置によりまして相当失業者が出るという予定のもとに、今建設省と特別の失業対策事業あるいは公共事業といふものについて話し合いを進めております。四千人といふのは、ことしの四半期に出ます、つまり買上げによるものについては特別にきっちりした計画を立てていく、こういうふうに申し上げたつもりでございます。決して今起つておる失業者に対してもおざりにしておるということではなかつたのでございます。

と、約五万七千の直接の炭鉱に従事している者が失業になるというのであります。そうしてその家族の中で現に働かなければならぬ者も相当いる。言ひかえるとこの炭鉱地帯においてはほとんど他の産業がないので、別に就職しようと思つてもなかなか口がない。それに関連産業はほとんどみないからでしまうのだから、そうしたもののが一体どういうふうな数になるのか。私たちまだ残念ながらこの資料を持ちませんが、いずれにしても相当の数になるとまうのであります。そこで五ヵ年間に五万七千というと、一ヵ年間に一万二、三千見当になるのです。そのほか家族とかあるいは関連産業一切を入れたときに、相當に大きな失業対策の人間的な人數割の予算が持たれないと、なかなか解決しないと思うのです。他へ流れていこうと思つても、住宅の関係もあり、なかなかこうした専門的な立場の人は簡単に転業できなないし、なかなか就職難です。今度の問題はますます深刻だと思ふのであります。そういういろいろな角度から、ことに四千人という失業者の対策について一體何ヵ月と見ておられるか知りませんけれども、それにしてもなお足らずないと思います。そしてそのほかに今度は現に行き詰まって依然として人身売買が行われておるというのだが、そういうものを一体依然としてほっておいていいものかどうかという問題です。これを十分に間に合わせるためにはどうのくらい予算がさらに必要なのか。さらには他の失業対策として組まれておるもの、これが重点だといってこつちと同じことをやつたのでは、人身売買というのはやはり同じように行われるものを、これが重点だといってこつちと同じことをやつたのでは、人身売

○江下政府委員 本年度の予算でござりますが、実は先ほどお答え申し上げましたように、失業対策事業の関係で五万人の増加、そのほか公共事業への就労促進ということを特に強力に実施するということで腹を固めておりまして、これによりましてさらに四万人程度の増加を見込んでおります。そのほか鉱害復旧事業が若干昨年度より予算が増加いたしました。この分によりましても約小一万、下水関係の工事等におきましてもやはり五千人程度の増加を見込んでおります。それらのものを合せまして、これは大臣が予算委員会等でも説明いたしたのでありますから大体本年度におきまして建設的な事業によって昨年度より十四万人の就労増加というものを予算的には計画をしておるわけであります。そこでこれらの予算が実は今まで暫定予算でございましたので、若干予算の令達等おくれましたために、多少炭鉱地方等ではまだ情勢が悪化しておるということは、これは率直に認めなければならぬと思います。しかしながら今建設省とも話し合いを進めておりますが、特別失効事業、公共事業というものが全面的に今申し上げましたような予算で実施になりますと、今のような暗い実情はだんだん炭鉱から消えてなくなるというふうに予想いたしております。いろいろ数字につきましての御質問がございましたが、これはなかなか的確にどのく

らしいそれでは失業者がいるかと言われば、ましても把握することは非常に困難であります。が、一応労務者については半ば申し上げましたような見当で把握しておるわけであります。

○中崎委員 専門家でもち屋のことでもありますから、もち屋はもち屋でもありますから、見え通しのつくよくなお考えをおねがひいたが、必ずしもそうではないので、いささか失望したわけでもあります。それはそれとして、実際において、ことに今年度に入つてからいよいよものは、失業の状態というものはほんとうに深刻なのであります。ほんとうに都会に限らず、全国到るところ、農村に至るまで、潜在失業者はもちろん、購買力の減退、ことに農村における昨年の秋口からの假穂を通じて、相当深刻なことは御承知の通りであります。これに対して公共事業を含めて十二四万人程度では實際において焼け石に水だと思うのです。しかもこれらは事業即ちそのものの実行による失業対策事業を四千人くらいと見ておられるというのでありますが、これではもちろん九牛の一毛で、焼け石に水だと思うのであります。相当の出費を重ねて、相当長期にわたるものだと思うのですが、そうして國の費用といふものは、実に思われる方向に多端にあります。たる出費がある、そういうふうな大きな犠牲を払つて、まだなおかつ通産大臣はこの法案を強行して犠牲を出さなければならぬのかどうなのか。言いかえればただ石炭合理化法に基づく直接の費用だけ、政府の負担だけで済むと、いうのでなしに、広範な範囲において社会不安と生活苦、と同時に國の経費出費を伴うのであるが、それでもなおか

〇石橋國務大臣 現在石炭鉱業界の状況を見まして、また将来の日本の産業に低廉なるエネルギーを供給するという上から見ましても、この法案はどうしても実行をする必要がある、かよろしくお信じておるわけでござります。

〇中崎委員 先般北海道に行きましたときに、ある市長からの陳述を聞いたことがあります。この町はほとんど鉱中心の町で、人口は約十一万ばかりである。ところが今度の整備で――今まで失業などで市の財政はめちゃめちゃだ、それで今後においてもこの実施によって実は相当の脅威と不安を感じておるのだ、その裏づけとなるところの市の収入については、政府の方において十分の考慮が払われない、また何後どういうふうに払われるかということに大きな不安と疑問を持つておるのだ、いわんや失業対策の問題については非常に困るのだ、たとえば生活保護が目に見えるほどどんどんふえていく、生活保護の二割はやはり市の財收において負担しなければならない、そして失業者がどんどん出てくるから市の収入というものは減つてくる、事業に対する固定資産税もなかなか取り立てることができない、個人の財産についてもそうなんです。まるきりいつもさつちもいかないような市の破綻を来たしておるのだが、一体政府はこれらのことについてどういう考慮を払われておるのかというようなことを聞かれた、ただこの法案この法案といふうな考え方で無責任に過ぎることはできぬない、そこで一体通産大臣はそういう市町村財政の面においていかなる努力をいたしておるのだが、

力を払い、いかなる見通しを持つてゐるのか、それをお聞きしたいのです。

○石橋國務大臣 先ほども申し上げたように現状のまま置いたら非常事態になる、そこでこの法案によって、一面において石炭鉱業の立て直しをはかると同時に、今の市町村の非常な混乱ということは、さらにそれを防ぐの地方政府との話し合いによつて必要な措置はとらなければならぬと思ひます。これは何も所管を云々するのではなくて、ほんとうに市町村で立ち行かないものがあるならば、何とか、立ち行かようになめんどうを見るということは、うまでもない、しなければならぬことだと思いますが、それゆえにこの石炭合理化法案をやらないということにはならないと思います。石炭合理化法案をやらないければその市町村は助かるなどと思ひますが、それゆえにこの石炭合理化法案をやらないことにはならないと思ひます。石炭合理化法案をやらなければその市町村は助かるなどといえれば、実はそうではないと思ひます。

分に考えられ、こういうふうな問題はどうするかというような話し合いを十分につけられて、しかる後にこの法案が提出されてこそ初めて責任のある行き方だと考へる。それからあなたが今言われたようなことは、海のものとも山のものともわからぬというような状態において、この法案が一方的に進められておるということは無責任きわまるものであると私は考へるのであります。が、これに対しても産業大臣は一体どういう処置を講ぜられようとするのか、そこをお聞きしたい。

○石橋國務大臣 私が申し上げますのは、この法案によつてさように市町村年に打撃を与えるとは信しておりませぬ。しかしながら現在地方財政といふものは、この法案の実行されるされにかかわらず、非常な窮屈に陥つてゐる部面が多いのでありますから、これはその問題として、別途に取り扱わなければならぬこととして、今研究をしておるところでございます。

○中嶋委員 それではお聞きしておきますが、もしこの法案実行によつて現実に大きな影響を受けたというふうな場合には、いかなる責任を持ちますか。あなたの方ではこれには全然影響がないということを言われるが、現実にこういう事態においてこういう影響を受けたとすることが出でくれば、あなたはどういう責任を持ちますか、お聞きしたい。

○石橋國務大臣 どういう責任を負うかと言つても困ります。それはそのときに考へなければなりませんが、一體どういうわけでの法案が地方にそれを考へたとすることが出でくれば、どういうような打撃を与えるかということとを考えてみると、特にそういう点

○中崎委員 これは一つの大きな根本的な考え方の上に立つての問題でありますから、ただ意見の相違だとか、こういうような国民の生活に重大なる関係のある問題を、ああそうですかといつて引き下げるにいかない。そこで、つお聞きしておきたいのですが、現実に三百万トン生産しておるところの炭鉱を買い上げるという。それを政府は一方的に一つの買上価格をきめて——これが適正な価格でも何でもない一方的にきめて買い上げる。そしてその反面においていやがおうでも売らざるを得ないような状態に持つてしまって、そこに問題がある。いかれてしまふ。そこには政府の責任もあれば、業者が出てきて、人身売買までやらなければならぬという状態が進んでおる、だからそこでこの法律を強行されると、スズメの涙ほどの涙金で炭鉱を取り上げられてしまう。はうつておけば今度は炭鉱がつぶれるというのであるけれども、そういうふうな手放しの自由放任主義のもとにこの内閣ができるいない。計画経済をできだけ取り上げて、そうちして基幹産業を中心いて、中小企業者を守つて、多数の失業者なり生活困窮者が出ないようなら、そういう政治をやっていくといつ

ておる。ところがわすかはかりの、スマズメの涙ほどの対策費をもってこの問題が解決すると思っておられるならぬならば、それは大きな間違いだ。そこを私たちは言うのでありますか、スマズメの涙ばかりの、四千人ばかりの対策費をもつてこの問題が今度解決するなどといふことは、なまやさしい考え方を持つておるからであります。こういう大きな資本家擁護の法案が簡単に提出されてしまう。ほんとうに苦しみますべきじゃないか。そうすれば現在行なわれておるところの大衆の身の上に立つて、何とかおれたちはそういう悪い政治でないような方向にもう少し考え方を書き詰まつておるところの中小企業者だけはかり知識提としているところに、本来一方的でなぞういう弱い者いじめの法案に対する反対意見は、われわれは賛成できないのだ。それで考え方るべきだとと思う。それを前に述べておるところの石炭業界は、どうするのかということが先に反省されて考へらるべきだとと思う。それ以前としてその影響といふものはばかり知るべからざるものがあります。何ら影響がないといふそんな甘いことをあなたたちは考へているから、ここに大きな社会問題が起る、政府を恨む、あなたたちはかかるかもしれないけれども、大衆はもう少し真剣に、そのような問題は検討してみようじゃないかというような腹がまえがなければ、この法案には賛成できないということを申し上げたい。

いうのじゃありません。これは政府計算しておるよう、もし買ひ上げ鉱があるとすれば、もうすでにそれは非常な窮境に立つておるわけあります。むしろそこまで窮境に陥るところまで来たということは、広い意味においては政府の責任もあることは先ほん申し上げた通りでありますから、それに、この罪滅しにこの法案をやめて、炭鉱事業の整理をし、そうしてそういう窮境にあるものを救おう、これをやらなければなお一そうわれわれは無責任になりますから、われわれの責任を果すためにこの法案の御審議をお願つておるのであります。

○中崎委員 無理にやろうとしないと言われますけれども、それでは無理にやろうとしないで、四千九百万トンの出炭目標が、あるいは六千万トンたゞ五千二百万トンにもなるということをならつぶさぬでいける。そうでしょう。ところがあなたの合理化計画といふのは四千九百万トンとすることで三百万トンの整理をやって、そうしてこの法案といふものはようやく需給のバランスに立つてゐるのである。もしつぶさないで、かりに三百万トンのものが百万吨減つて、どうしてあの二百万トンの処理をします。

○石橋国務大臣 いや、これは原価の問題で国内的にも国際的にも競争能力のある石炭でなければ困るのですから、競争能力のある石炭を今後五千万トンまで出そう、不幸にしてその競争能力が物理的でないと認められるものは、これははどうつておけばやはりいけなくなるのでありますから、そこでこの法案によりまして、そういう炭鉱に対するはできるだけの救済をする意味

で買ひ上げをしよう、かよくなわけあります。私は無理に買ひ上げるじゃなくて、これはどちらにしてももしそういう炭鉱が幸いに競争の能ある炭鉱に全部がなれば買ひ上げる必要もないわけですからそれは必要ありませんが、おそらくそうならないだらうということをわれわれは心配して、そこでわざわざこういう事業団を作りて、大体三百万トンぐらゐは三年間に買い上げなければならぬだらう、こればかりは泣く泣くこういう法案を作つたのであります。決して無理にこれをやるゝではないのであります。

おそらく先ほどからお話をありました

になつておるか

後における数字の上において変化はない

ていくというような考え方というや

重油を現在よりもはるか工船業用に

よう、競争力をどうしても保た得ない  
い炭鉱が相当にあるだろう、こう思う  
から買い上げる。問題はそこにある。  
そのコストが、どれほどのコストで今  
後生産ができるかということで、数量  
だけの問題ではない。

四千九百万トンの目標画を立てながら、競争力があえればというが、六千五百トンまで売れるのだというふうな前提があればいいけれども、ちゃんと四千九百万トンという目標をきめておいて、この線で安定するといいながら、あとつぶす方、生産の方はどうでもいいのだということでは計画は立ちません。計画の根本的な考え方を変えいかない限りには私は理論的には成

り立たぬと思いますが、それはそれでいいです。

次に、この法案が法律になって実行する際ににおいては、これとうらはの関係にあるところの重油の規制というものが当然に問題になるのであります。ところが、この重油の規制について今この法案を出されてありますけれども、この法案があるいはそのまま通過するのか、さらには通過しないのか、あるいはまた大きな修正を見るのか、はつきりしないのです。ですが、重油について、先般もワク外に五十五トンの割当がされる方向に進んでおるよう聞いておるのであります。そうすると、こうしていろいろ計画はあるけれども、そのときの情勢に従つて漸次変更もあり得る、そうしたような問題について通産大臣は、この石炭合理化の実行の裏づけとしての重油の関係については一体どういうふうにお考え

すが、これが日々にいたしたいと思ひます。急激な規制をいたしますとほかの産業に非常に大きな影響を及ぼしますし、石炭には都合がいいかもしけないが、全体の産業面にはよくありません。そこで、規制はいたしますが徐々にいたします、かように考えておりま

問題であります。ただ抽象的に、観念的に私たちはそう言われて、ああそりですかと言つて引き下るわけにいかない。そこでこの重油の面については、今後五ヵ年計画の中にどういうふうな考え方をもつてこれを規制されようとするのか、お聞きしたいのであります。

○齊藤(正)政府委員 重油の消費の見通しにつきましては資料としてお配りしてございますが、昭和二十九年度におきまして鉱工業用の用途に向けられました重油の数量は三百七十万キロ、それを昭和三十四年度におきましては二百九十五万キロまで圧縮する、こういうことになつております。

○中崎委員 これはその一つの計画でありますて、一つの参考にはなると思うのであります、現にこれについては、先般の漁業への割当等がどういうふうにやられておるか、その前

後における数字の上において変化はないか。私たちの考え方からいと当然漁業については前の実績もあるし、そこらの一つの基礎産業として大きな漁業部門を占めておる。そういうふうなものが現在非常に苦境に追い込まれておる。漸次大きな資本産業のために漁業というものが非常に追い詰められ、ことに沿岸漁民の状況といふものは実に惨憺たるものがある。それが漁村における漁業協同組合を中心して運営されておる。そういうようなものに対して当然できるだけ安い原価によって提供することによって、こうした行き詰まつたところの漁民の生活を確保し、あわせて漁村の民主化をはかりたいといったのが私たちの主張であります。そういうふうな考え方になると、今後においてもやはりこれらの人たちの利益もひとしく守り、いたずらに外国の石油資本のみの利益をはかることが能じやないもので、こうしたことは今石橋さんが言われるよう石炭と石油というものがやはり同じようなウエートの上に立つて、この両面の行政が進んでいくべきものだと考えておる。ところが石油の需要増加というものは自然の趨勢なんです。石橋さんが言われるようないかにない。石油が漸次増加することは世界の大勢であり、日本もある意味においてそういう方向をさおさしておる。それをことさら無理に切り詰

めていくというような考え方といふのが果して調和を得たところの考え方であるのかどうか。石油資本の目に余るところの横暴並びにそうしたところの不当な利益については、他の措置によりましてこれを調整すべきものであると私たちは考えておる。ただ石油資本家がもうけておるからというので、今までしてこれを調整すべきものであると私たちは考えておる。ただ石油資本は国の産業を根本的にくつがえして石油をどんどん切っていくという考え方方が一体正しいのがどうか、こういう考え方の方の上に立って、相当大幅に毎年減らしていくというところの政府の考え方といふものは、石橋さんが言うところの世界の大勢におくれないでついていくのだという考え方と逆行するのではないか、そのところをお聞きしたい。

重油を現在よりもよけい工鉱業用に使つていいかなければならない。そのほかにおいても、これは困る、それは困るというようにはんとうの実情に即したところの要望等があつて、それじゃこれも認めましよう、あれも認めましよう、と、だんだん幅が縮減されておる。ほんとうにもう最低のボイラー用の、今では實際使つておるか使つておらないかわからない程度のものが規制の対象になつておるにすぎない。そういう類のものを計算してみると、現在程度の五百三十七万キロ程度のものでいのが一ぱー一ぱー、これ以上は圧縮できないというような状態になつておるのであるが、それ以上あなたが言われるよう二二百七十万キロまで圧縮していつてみて、漁業用の油には手を触れないで——漁業用の油は需要があえておる。だんだん遠洋の航海もふえていつておるのであるが、工鉱業用の重油をそこまで圧縮して、一体日本の産業はどうなるか、そういうことを十分考えてみた上で、果してあなたの計画が正しいかどうか、ただ単なるマスターーションなのか、そこを一つお聞きしたいのであります。

ガス等においても十分操業ができるのとか、ガラス工業の溶解炉でありますとか、そういった重油でなければならぬもの、あるいは重油以外の石炭、ガス等においても十分操業ができるのであるが、しかしコストに非常に大きな影響を及ぼすというふうなものについても、これは生産が伸びるに従つて需要があふれるものというようく計算しておりますし、具体的に申し上げれば昭和二十九年度において百二十八万キロのものが百六十万キロまであふるというふうに計画してございます。そういうふうに経済的にあるいは技術的に、重油でなければならないもの、あるいは重油から石炭に切りかえますと、コストに非常に大きな影響を及ぼすようなものは除きまして、ボイラーやあるいは暖厨房用というような、経済的にも転換いたしましても比較的影響の少いものを逐次転換して参りまして、二百九十五万キロまで工鉱業用のものは圧縮したい、こういうことになつておる次第であります。

十四万九千キロ、二十七年度の実績が百七十七万九千キロ、二十八年度は三百五十三万六千キロ、二十九年度が三百四十五万七千キロ、こういうふうになつております。

○伊藤(卯)委員 それが石炭から重油に切りかえられたわけですが、この二十六年から九年までの間に重油のために切りかえられた石炭のトン数が幾らになっているかお知らせ願います。

○齋藤(正)政府委員 これは実は石炭の全体の需要が減りましたうちで、重油の分がどれだけかということをここにトレースすることはなかなか困難でござりますが、重油の使用量があえるに応じまして、そのふえた量を石炭にある比率で換算するということで影響が考えられるのでございますが、その比率につきましても別にきまつた意見はございません。たゞ石炭業界等では、大体二倍という計算をいたしますと七百万トンくらいということになります。それから一・八倍程度のものだと――カロリーから申しますとそのくらいになるんじゃないかと思いますが、一・八倍程度でありますと、それよりも若干少いということになるわけであります。

しますと、これは混焼用等に若干使ておりますが、大部分は保安用及びターボ用ということになつておりません。ただ新しい新鋭設備がふえますにつれまして、そういうたる始動の際に油を使わなければならぬ、あるいはある程度ロードが下った場合に油を使わなければならぬといふ設備があつてありますので、そういう関係で油があつてから始動して参る次第であります。電力について申上げれば、昭和二十六年度には十二万キロ程度であります。この分は二十九年度はまだ若干残っておりますが、二十九年度では三十三万キロ程度のものを申上げておる次第でございます。この分は二十九年度はまだ若干残っておりますが、しかし電力事業につきましては電力会社も相当協力いたしまして、今は三十万キロ程度であります。この分は二十九年度はまだ若干残っておりますが、二十九年度では三十三万キロ程度のものを申しましたような技術的に保安用あるいはスタート用といふうな、油でなければならぬもの以外はできるだけ使用しないで済んでおります。但し異常な湯水で予備設備を動員しなければならないような場合は、その予備設備に若干油を入れる場合がございますが、あまり使わないと思います。ことで、将来も大体三十万キロ程度の油でやつしていくことになつております。

したといいましても、別に公式に文書を出して勧奨したというふうなものではありません。ございませんので、それぞれの局の担当者がそういうふうな場合もあるという点で、公式に文書を出したとしておりません。従つてどの分が勧奨によって転換したのだというふうなことのデータを出すことは不可能だと思つております。

○伊藤(卯)委員 川上鉱山局長がお見えになつたから、石炭局長とお打ち合せの上、御答弁願います。

○川上政府委員 ちょっと今おくれて参りましたので、御質問の御趣旨がよくわかりませんが、今ちょっと石炭局長から聞きますと、政府の方で、石炭の方へ重油の設備を切りかえて転換したことに対して、何か資金のあつせんなり、そういうことをしたかどうかといふ問題かと思います。その問題につきましては、まだ今まで一件もございません。

それからさらに火力なり、あるいは鐵道なり、あるいはセメントなり、いわゆる混燒をしておるのである。これもお勧めになつておる。従つて、そういう從来やつていなかつたものも混燒始めたのであるから、そのためには粉炭が要らなくなつて、重油がそのためふえてきておるのである。そういう焼によって、油がどのくらい、特徴的な方面に使われるようになつて、そのためにまた從来粉炭として使っていたものがどのくらい要らなくなつたか、こういうことをお知らせ願いたいということをさつきから言つておるのでござります。この点を一つお知らせ願います。

して、重油の消費量が非常にふえたということは事実でございます。特に二十六年の二百十七万キロリットルに対しまして、二十八年度におきましては五百五十六万キロリットルであります。特に二十六年の暮れでありますか、この石炭が非常に不足したという關係から、重油の消費が非常にふえた、そしてまた必然的に石炭の方から重油の方へ切りかえていたということも、これは見のがせない事實だと考えます。そういう両方の意味合いから、相當量これがふえまして、そして石炭の分野を相当侵蝕したことは事実でございますが、ただ今先生のおおしゃいましたような、では混燒設備はどうなつてあるか、専焼設備はどうなつたか、それはどの程度ほんとうに食われたのかという点になりますと、これはなかなか正確な数字もつかめないと考えられますし、また私の方としましても、現在そういう資料を持つておりませんので、はなはだ残念でございますが、ただそういうことによつて非常にふえたということは、これは事実でございます。

えろという公文書を出したことはないと言われたようございましたし、だいま川上局長は出したと言われて、いるのですが、こういうことというものは、一応大臣はそういう点を統括しておられるのですから、御存じだと思はし、従つて省議が何かお開きになることだと思いますから……。「前内閣だつた」と呼ぶ者あり) 前内閣だつたといつたって、引続いてこの内閣に至つてもそういうことをしておる。などが自由党時代からいるからなおさらよく知つておる。(笑声) そういうふうな省議をお開きになつてこういうもののおきめになると思うから、局長の間には十分な連絡がついておるし、従つて大臣としてこういうことは御裁定になつておることだと思いますが、そういう点どうでしようか。

かということになりまして、省議ではそれは取引やめになつております。従いまして公文書によって重油の方へ転換させるというふうな措置をとつたことはございません。

○伊藤(卯)委員 それでは先ほど川上局長のおっしゃったのは、局長個人としてそういう方へ切りかえると、どうもとをお勧めになつたというわけでござりますね。

○川上政府委員 私は別に各業者に対しまして油の方へ転換しろという勧めをしたことは一つもありません。ただ通産省内部におきまして、たとえば輸出に相当影響があるものとか、あるいはまた燃料費がコストの中で相当大きな要素を占めておるとか、そういうものにつきまして、これは石油の方へ切りかえた方がよくないかという指導を各局においてそれぞれやつたことは事実であるということを申し上げておるわけであります。

○伊藤(卯)委員 どうも局長の答弁は、先ほど齋藤局長がああいった答弁をしたもののだから、これをかばおうとういうところから、終始一貫をいたしておりません。これはお互いの内輪の仲として、かばおうという人情はわかります。しかしあなたのさつきおっしゃつたことと今おっしゃつておることが全くちぐはぐであることは、あなた自身もこれはいさきか困つたということで御答弁になつておるのだろうと思ひます。私はこれをさらに追及するなら、こういった重大な問題を、一局長がそういう扱いをしてよろしいかと、いうことをきめつけなくてはならぬ。けれども私はそれを今突っ込んで、あなたの方をそういうようなことで

より以上追及しようとは思いません。しかし今の話の点から、私は少し意地悪く突っ込んでいけば突っ込むとが十分にできると感ずるけれども、しかし

それは結局川上局長をとにかくえらくとつちめることになるから、私はこれ以上は追及しません。そういう点は非常に重大な問題ですから、特に石炭局長と油の方の川上局長とは一緒になって、そういうことを十分御相談さ

れなければならぬ。それからこれは特に日本の産業経済に重大な関係を持つものだから、省議としてそういうことをきめられて、そうして大臣の一つの方針として扱われる、またそういうことは閣議によってもきめられるというほどの重大なものであろう、私はこう

思うが、その点どうでしよう。私の今申し上げておるようなことは、当然重大的こととして大臣がやはり方針をきめられなければならないものだと思いま

すが、石橋通産大臣、こういう問題について、今後のこともありますから、どのようにすべきものであるか、局長が個人的に石炭は石炭、油は油ということでおやるのはどうかと思うが、大臣はどうお考えですか。

○石橋國務大臣 そういうふうに全面的に重油から石炭に転換するとか、石炭から重油に転換するというようなことならば、これはむろん通商産業省としては大臣の決裁も要しますし、あるいはまた政府の決定を要する。今局長の申しましたのは、たとえば輸出品について燃料が高くて困るという苦情があつたときに、それでは重油にしたらよからうというような一つ一つの産業の指導としてやつたんですから、これは政府の方針として全面的にやつたこ

とではないと私も——私の時代ではありませんからこまかいことは知りませんけれども、私はそういうふうに聞いておるわけであります。

○山手委員長代理 残余の質疑は次会に行うことといたします。

次回は明二十一日午前十時より会議を開くこととし、本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時五十四分散会